平成24年度に係る定期監査の結果に対する措置状況

第1 監査結果の報告

平成24年度に係る定期監査の結果については、平成25年9月3日に議会、知事及び関係のある委員会等に報告(平成25年9月3日付け北海道公報第2511号で公表)した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 一般会計及び特別会計

1 /40.24 1/00 1979 124 1					
監 査 報 告 の 内 容	講	じ	た	措	置
1 不適切な会計処理を行っていたもの					
(1) 保健福祉部及び5総合振興局等					
《指摘事項》 ア 北海道特定不妊治療費補助金において、年度内に申請され受理したものについては、当該年度の補助金として交付決定を行わなかったことに起因し配当予算が不足したため、交付決定を行う各総合振興局等に対したを受理したこととするよう指示したまま、翌年度の補助金として交付決定を行っているものが、10総合振興局等で96件、1,382万6,991円あった。 なお、上記のうち、空知総合振興局ほか4総合振興局等は、保健福祉部の監査において確認したものにある。 「保健福祉部の監査において確認したもの」 (部局名) (金額)		当たっ して必 補助会 等を遵	ては、 要な予 金交付	随時、 算額を 事務に	ついては、
後 志 総 合 振 興 局 7件 1,040,387円 日 高 振 興 局 1件 150,000円 上 川 総 合 振 興 局 14件 2,069,490円 オホーツク総合振興局 12件 1,714,041円 釧 路 総 合 振 興 局 7件 914,719円					
	i				

イ 北海道特定不妊治療費補助金の執行において、平成24年度内に申請され受理を行ったものについては、平成24年度の補助金として、交付決定を行わなければならないが、配当予算がないことを理由として平成25年度に受理を行ったとする受理印を押印するなどして、平成25年度の予算により、交付決定を行っているものがあった。

[各部局の監査において指摘事項としたもの]

(部局名) (事項数) (金額) 空知総合振興局 4件 600,000円 23件 石 狩 振 興 局 3,325,974円 胆 振 総 合 振 興 局 23件 3,338,522円 4件 渡島総合振興局 523,858円 1件 150,000円 檜 山 振 興 局

北海道特定不妊治療費補助金の執行に当たっては、所管部等へ適切な予算管理に基づく予算配当を要望するとともに、補助金交付事務については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(2) 建設部

《指摘事項》

物品購入、役務の提供、会場借上などの契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、私費で支払っているものが、135件、155万5,900円、未払のものが、75件、413万4,410円、計210件、569万310円の不適切な事務処理があった。

物品購入、役務の提供、会場借上などの契約に当たっては、関係法令等を遵守し、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底し、適正な事務処理に努めます。

(3) 日高教育局

《指摘事項》

ア 自動車の賃貸借契約を行う場合には、その 内容を明らかにした決定書を作成して、支出 負担行為をしなければならないが、これを行 わずに契約し、事後に決定書を作成している ものが、5件、78万7,500円あった。

また、年度当初に自動車の賃貸借契約を5年間の長期継続契約で予定していたが、事務処理を怠り5月分から11月分までを1箇月単位で借り上げたため、不経済な支出となっているものが、7箇月分、39万9,525円相当あった。

賃貸借契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に 努めます。

イ 物品運送の単価契約において、あらかじめ 契約を締結して業務を行わせなければならな いが、契約を締結せずに業務を行わせ、契約 書を遡及して作成しているものがあった。

また、契約を締結していない期間に行わせた運送代の支払を遅延したものが、5件、13万2,803円あった。

物品運送に係る単価契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(4) 浜頓別高等学校

《指摘事項》

物品購入、修繕等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書等を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成23年度から平成24年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費で支払っているものなどが、21件、8万7,210円、これを行い契約はしているものの、支出が遅延しているものなどが、12件、73万8,429円、計33件、82万5,639円の不適切な事務処理があった。

なお、その内訳は、次のとおり。

- ① 決定書を作成せずに契約し、私費で支払っているもの17件 60,653円
- ② 見積金額より低い金額で決定書を作成し、その 差額を私費で支払っているもの

2件 2,409円

- ③ 決定書を作成せずに修繕工事を発注し、事後に おいて修繕物品を購入したとして決定書を作成し ているもの 1件 5,670円
- ④ 決定書を作成せずに発注し、年度を超えて決定 書を作成しているもの 1件 18,478円

物品購入、修繕等に係る契約の締結 に当たっては、関係法令等を遵守し、 必ず事前に支出負担行為の内容を明ら かにした決定書等を作成するとともに、 契約・検査・支払時において、決定書 等の内容確認を徹底し、適正な事務処 理に努めます。

- ⑤ 支出が遅延しているもの 11件 483,279円
- ⑥ 適法な請求書を受理したにもかかわらず、相当な期間が経過したため、契約の相手方に請求書の請求年月日の書換えを指示し、再度請求書を提出させているもの 1件 255,150円

さらに、物品の購入において、検査員が履行確認のため検査を完了したときは、物品購入決定書の所定の欄に検査年月日を記載し、 実際に検査を行った検査員が記名、押印する こととされているが、事実と異なる日付を記載しているものがあった。

(5) 礼文高等学校

《指摘事項》

物品購入、役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書等を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成23年度から平成24年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費で表しているものが、5件、19万4,090円、決定書等の作成などは行っているものの、支出が遅延しているものや請求書を再提出させているものなどが、平成22年度から平成24年度までの期間において、60件、60万1,367円、計65件、79万5,457円の不適切な事務処理があった。なお、その内訳は、次のとおり。

- ① 決定書を作成せずに契約し、私費で支払っているもの 5件 194,090円
- ② 支出が遅延しているもの 18件 331,993円
- ③ 適法な請求書を受理したにもかかわらず、相当な期間が経過したため、契約の相手方に請求書の再提出を指示し、再度請求書を提出させているもの 7件 40,874円
- ④ 契約の相手方に対し、請求書の請求年月日を未 記入にすることなどを指示しているもの

31件 157,059円

⑤ 納品書が添付されていないもの

2件 890円

⑥ 請求年月日の記載のない請求書に、収受印が押 印されていないもの 2件 70,551円

2 経済性、効率性及び有効性の視点から是正 又は改善を求めたもの

(1) 支出に係る事項

ア旅費

《指導事項》

旅費の執行において、旅行日程の短縮と旅費の経済性を考慮し、早期予約割引による安価な料金の航空機利用を予定した用務日程としていたが、旅行命令及び航空機の予約を適期に行わなかったことから、当該割引の適用を受けることができず、割高な料金の航空機を利用したため、不経済な支出となっている

旅費の執行に当たっては、航空機の 割引運賃の適用を含めた経済的な行程 について、業務内容及び旅行者の健康 管理面も十分留意の上、適期に旅行命 令を発し、適正な事務処理に努めます。

物品購入、役務の提供等に係る契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、必ず事前に支出負担行為の内容を明らかにした決定書を作成し、支払時において、決定書の内容確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。

ものがあった。

イ 需用費

《指摘事項》

(7) 需用費の執行において、定期刊行物として日刊紙を購入しているが、購入に当たっては、購入目的、部数等を検討の上、必要最小限とし、必要性については随時見直しを行うこととされているが、十分な検討や見直しを行わず購入したことから、不経済な支出となっているものが、1件、22万6,800円あった。 (後志教育局)

需用費の執行に当たっては、目的、 必要性、数量等を十分に検討し、適正 な事務処理に努めます。

(4) 洗車機に係る電力会社との電気供給契約において、洗車機の設置場所を変更したことに伴い、使用しなくなる変更前の洗車機用の低電圧供給契約を廃止する必要があったが、これを行わず電気料金を支払っていたことから、不経済な支出となっているものが、1件、12万7,764円あった。

(根室振興局)

ては、その必要性を十分検討の上、経済的な執行に努めます。 なお、当該低電圧供給契約は、廃止

電力会社との電気供給契約に当たっ

なお、当該低電圧供給契約は、廃止 しました。

(ウ) パソコンの修繕に係る需用費の執行において、入替えが予定されているパソコンが故障した際、代替可能な遊休パソコンの有無などの確認を十分に行わず修繕したことから、不経済な支出となっているものが、1件、7万350円あった。 (胆振総合振興局)

パソコンの修繕に係る需用費の執行 に当たっては、機種更新計画、代替可 能な遊休パソコンの有無を十分把握の 上、経済的な執行に努めます。

《指導事項》

(7) 道路等の照明ランプに係る電力会社との電気需給契約において、道路照明ランプを消費電力の少ない規格のものに交換した際は、電気需給契約の契約容量を変更しなければならないが、契約容量の変更を行わず電気料金を支払っているが、手続後の契約容量の確認を行わず電気料金を支払っているものがあった。

道路等の照明ランプに係る電力会社 との電気需給契約に当たっては、関係 法令等を遵守し、照明ランプの交換等 により電力需給契約の変更が生じた場 合は、関係課において変更した契約内 容を十分確認の上、適正な事務処理に 努めます。

なお、過払いとなっていた電気料金 については、返納の処理をしました。

(イ) 受験票用紙の購入において、使用期限があるにもかかわらず必要以上に購入したことから、不経済な支出となっているものがあった。

受験票用紙の購入に当たっては、受験者数を把握し、必要枚数を精査した 上、必要最小限の用紙を購入していく よう努めます。

ウ 役務費

《指導事項》

役務費の執行において、一括して物品の託送業務単価契約を締結しているが、当該契約を利用することが可能であったにもかかわらず、契約業者とは別の業者に託送を依頼したことから、不経済な支出となっているものがあった。

託送業務単価契約に係る役務費の執行に当たっては、契約を利用する場合の留意事項について周知を図り、契約の内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

工 委託料

《指導事項》

(7) 委託料の概算払については、提出された 事業計画書や資金収支計画書などを勘案し 適切な時期に支出を行う必要があるが、委 託事業の進捗状況や実際の資金需要などを 把握せずに概算払を行ったことから、受託 者において遊休資金が生じているものがあった。

委託料の概算払に当たっては、委託 事業の進捗状況や実際の資金需要など を把握の上、遊休資金が生じることの ないよう適正な事務処理に努めます。

(4) 委託料の概算払において、適切な時期に 必要とする金額を支払うべきところ、遊休 資金の生じる資金収支計画を認め、これに 基づき委託料の概算払を行ったことから、 受託者において計画以上の遊休資金が生じ ているものがあった。 委託料の概算払に当たっては、資金 収支計画について受託者と十分な計画 協議を行うとともに、委託事業の進捗 状況や実際の資金需要などを把握の上、 遊休資金が生じることのないよう適正 な事務処理に努めます。

(ウ) 道立学校ボイラー等管理委託業務の執行において、6月から9月の間は特定期間として、原則、ボイラーの運転業務を不要としているほか、夏期間と冬期間では業務の時間が異なっているため、業務量の実績に合わせて委託料の支出を行う必要があるが、毎月の支出額が定額払いとなっているものがあった。

道立学校ボイラー等管理委託業務に係る委託料の支出に当たっては、積算額に基づき契約金額を按分することにより、毎月の支払額を「業務量に応じた金額」とするよう改善しました。

オ 使用料及び賃借料

《指導事項》

(7) 日本放送協会との放送受信契約において、 同一敷地内に設置した受信機の放送受信料 については、原則、1件を除外した残りの それぞれについて、その半額を減じて支払 う契約とすることが可能であったが、これ を行わず放送受信料を支払っていたことか ら、不経済な支出となっているものがあった。 日本放送協会の放送受信料の支出に 当たっては、関係法令等に基づき適切 な事務処理を行うとともに、関係規約 等を十分確認の上、経済的な執行に努 めます。

(4) 会場の借上げに係る使用料及び賃借料の 執行において、会議の開催準備が不十分で あったため、会議の開催を中止したにもか かわらず、使用しない会場の使用料を支払 っていたことから、不経済な支出となって いるものがあった。 会場の借上げに係る使用料及び賃借料の執行に当たっては、会議の開催準備に要する期間を十分勘案の上、日程を決定し、不経済な支出とならないよう、適切な事務処理に努めます。

カ 負担金、補助及び交付金

《指導事項》

子育て支援対策事業費補助金の執行において、冷房を目的とするエアコンの設置を冬期間に行う事業を補助の対象としているものがあった。

子育て支援対策事業費補助金の交付 事務に当たっては、関係法令等を遵守 し、適切な時期に交付決定ができるよ う早期の予算配当について所管部等と 協議を行い、適正な事務処理に努めま す。

《検討事項》

障害者自立支援対策推進費補助金の執行に おいて、法定耐用年数を大きく超えた中古備 品の購入経費を補助対象経費として、補助金 を交付しているものがあるが、取得価格の妥 当性や補助の有効性等が明らかとなっていな いことから、中古備品の購入を補助対象事業 とする場合の制度のあり方について、検討す る必要がある。

(保健福祉部に対する検討事項)

障害者自立支援対策推進費補助金の執行に当たっては、事業の実施に際し、中古備品を補助対象経費とする場合、製造年や使用による劣化状況及び残存価格等の現状を適切に確認するなど、補助事業の適正性を担保する取扱いを定めました。

(2) 契約に係る事項

ア 委託契約

《指摘事項》

(7) 清掃業務委託契約において、積算基準で 定めた一般管理費率等を特段の理由もなく すべて最高値を用いて積算したことから予 定価格が過大となり、結果として最低制限 価格を高く設定したため、落札者とすべき 者を失格としたことにより、契約金額が割 高となっているものが、1件、47万2,500円 あった。 (近代美術館) 委託契約に係る予定価格の積算に当 たっては、関係法令等を遵守し、積算 内容を十分確認の上、適正な事務処理 に努めます。

(4) 電話交換設備保守点検業務委託において、 点検の必要性が認められない庁舎内すべて の電話機の点検を業務に含めたため、不経 済な支出となっているものが、1件、31万 5,000円相当あった。 (釧路総合振興局) 業務委託契約に当たっては、業務内容を十分に検討し、経済的な予算執行に努めるなど、適切な事務処理に努めます。

(ウ) 養護学校の一般廃棄物収集運搬処理業務において、ゴミストッカーを設置し、塵芥収集車により収集運搬する方法が可能であるにもかかわらず、専用回収箱を設置させ、クレーン車を用いて当該箱ごと回収する方法によっていたため、不経済な支出となっているものが、1件、9万7,400円相当あった。(檜山教育局)

一般廃棄物収集運搬処理業務に当たっては、実情を踏まえた、より経済的な収集運搬方法に改善しました。

(I) 庁舎清掃業務委託契約において、日常的に使用していないシャワー室等を毎日清掃することとしているなど、業務内容が使用実態とかい離しているため、不経済な支出となっているものが、1件、9万300円相当あった。 (原子力環境センター)

庁舎清掃業務委託の執行に当たっては、使用実態を踏まえた契約内容とするなど業務の実施方法を十分精査の上、 経済的な予算執行に努めるなど、適正な事務処理に努めます。

《指導事項》

(7) 農協経営健全化支援システムに係る運用保守委託業務の執行において、積算上、年間の保守点検の回数を計66回としていたが、実績報告書では、計37回で運用保守業務を完了しており、実績業務量が積算業務量を大幅に下回っているものがあった。

農協経営健全化支援システムに係る 運用保守業務の執行に当たっては、シ ステム診断の実績を踏まえ、適切な積 算に努めます。 (1) 委託契約において、積算基準で定めた一 般管理費率等を特段の理由もなくすべて最 高値を用いて積算したことから、契約金額 が割高となっているものがあった。

委託料の積算に当たっては、関係通 達等による積算方法により、適正な事 務処理に努めるとともに、最低値以外 の率を用いて積算する場合には、その 理由を明確にします。

(ウ) 庁舎等清掃業務委託契約において、積算 基準で定めた一般管理費率等を特段の理由 もなく最低値を用いず積算したことや清掃 をする必要のない室を含めたことから、契 約金額が割高となっているものがあった。

委託料の積算に当たっては、関係通 達等による積算方法により、適正な事 務処理に努めるとともに、最低値以外 の率を用いて積算する場合には、その 理由を明確にします。

(I) 海岸保全区域附带施設点検整備委託業務 において、毎月の点検調査で不良箇所が生 じていることが継続して報告されていたが、 長期間改修、調整等の措置を講じておらず、 委託に係る成果を活用していないものがあ った。

点検整備委託業務に係る点検調査で 報告された不良箇所に当たっては、予 算配当部局とも連携しながら、改修、 調整等の措置を講ずるよう、適切な事 務処理に努めます。

自家用電気工作物保安業務委託において (1) 月次点検で補修整備を要するとの報告を受 託者から受けていたが長期間補修の措置を 講じておらず、委託に係る成果を活用して いないものがあった。

自家用電気工作物保安業務の点検報 告において、補修を要するものは早期 改善を図り、学校施設の適切な管理に 努めます。

《検討事項》

道立学校警備業務委託の執行において、警 備業務は週休日等に部活動や講習等で校舎を 使用する際の学校管理を行うことを主な目的 として実施しているが、部活動等が行われて いない週休日等についても警備業務が行われ ているほか、警備が開始される前に部活動が 行われているものや警備が終了した後まで部 活動が行われているものなど、警備業務の必 要性等が明らかとなっていないことから、委 託業務の適切な執行方法等について、検討す る必要がある。 (教育庁に対する検討事項)

道立学校警備業務委託の執行に当た っては、生徒等の登校がない週休日等 には有人警備を実施しないなど、警備 業務の必要性を十分確認の上、適正な 事務処理に努めます。

イ その他の契約

《検討事項》

(7) 公用車のリース契約において、耐用年数6 年の車両を3年リースにより新車に更新し ているが、同一の車両を6年間リースする 場合と比較すると、予定価格の総額は過大 となると認められることから、公用車の借 上げに当たっては、年間の走行距離等を勘 案の上、借上期間の妥当性や再リースの可 否等について、検討する必要がある。

法令等を遵守するとともに、使用目的 や使用予定期間、耐用年数、年間の走 行距離、走行状況等を勘案の上、借上 期間の妥当性や再借上げの可否などを 十分考慮するよう、各部局及び各任命 権者に通知しました。

公用車の借上げに当たっては、関係

(総務部に対する検討事項)

(1) 耕地出張所等に係る用地借上料の執行に おいて、借受先である市町からの請求金額 のみに基づいて契約を締結しており、算定 根拠や減免の可否等について確認を行って いないものがあることから、適切な借上料 | 拠を確認するとともに、減免規定等の

耕地出張所等に係る用地借上料の執 行に当たっては、適切な執行に努める よう指導し、総合振興局及び振興局で は関係する市町に敷地借上料の算定根 の決定について、検討する必要がある。 (農政部に対する検討事項) 有無とその適用に関し、協議を行いま した。

(ウ) 固定電話料金については、各学校毎に一 括請求が行われているが、各教育局におけ る一括請求方式に変更することにより、基 本料がさらに割引かれることから、適切な 支出方法について、検討する必要がある。 (教育庁に対する検討事項)

固定電話料金の支出に当たっては、 東日本電信電話株式会社で実施してい る複数回線の一括請求による基本料の 割引について、各教育局における一括 請求方式に変更しました。

(3) 財産に係る事項

ア 公有財産

《指導事項》

庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、 利用見込みのない土地については、インター ネットを利用した売却や大規模画地を戸建用 に分筆した売却などに取り組んでいるが、さ らに売却等の処分の促進を図る必要がある。

- · 平成24年度処分面積(公宅跡地売却等) 50,675㎡
- ・ 平成25年3月末未利用地面積 ・・・・・ 2,759,564㎡

未利用地のうち、利用見込みのない 土地については、これまで、民間有識 者等からの意見を踏まえ、インターネ ットを利用した売却など、さまざまな 取組を進めてきたところです。

今後も引き続き、効果的な売却推進 策を執り進めるとともに、建物付き売 却等も含めて、購買者ニーズに即応し た情報提供に努め、一般競争入札等に よる成約率の向上を図るなど、遊休資 産の処分促進に努めます。

《検討事項》

知事部局が所管する職員公宅については、 「職員公宅ストック活用計画」や「職員公 宅のあり方について」を策定し、その削減 や有効活用などに取り組んでいるが、職員 数の減少や建物の老朽化などに伴い、入居 停止や空き室となっているものが相当数あ り、これらの中には、落雪による物損事故 が発生しているものや廃屋状態であるため 防犯上の措置が必要と考えられるものもある。

「職員公宅ストック活用計画」において は、処分について検討を要する職員公宅は 868戸となっており、今後もその増加が予想 されるが、平成24年度における処分戸数は 64戸に止まり、必ずしもその処分は進んで いない状況にあることから、建物の状態や 地域事情を踏まえ、建物とその敷地の一体 的な処分や建物の解体により生じる土地の 処分の促進などについて、検討する必要が (総務部に対する検討事項) ある。

職員公宅については、「職員公宅スト ック活用計画」に基づき公宅数の適切 な管理や有効活用に取り組んでいると ころであり、今後も引き続き職員数等 の動向を見極めながら、積極的に集約 化を図り、空き室の解消に努めます。

また、入居停止となった公宅につい ては、「解体処分すべきもの」、又は「建 物付き売却処分が可能なもの」など、 公宅の状態(老朽度等)に応じた処分 方策を検討し、その中で「建物付き処 分が可能」な公宅については当該公宅 の現況をまとめた資料を作成するなど して、公宅所在市町村等に対し情報提 供を図り、売却の促進に努めます。

なお、入居停止となった公宅の処分 までの管理に当たっては、目張り等に よる防犯対策や雪止めの設置による落 雪対策等の措置を講じ、適切な管理に 努めます。

(イ) 教育庁が所管する教職員住宅については、 少子化に伴う道立学校の統廃合や教職員の 減少により、多数の住宅が入居停止や未入 居の状況にあり、市町村立学校教員等への 貸与や市町村への譲渡など、未入居住宅の

教職員住宅については、全道の教職 員住宅を地区別建築年度別に分け、教 職員住宅の有効活用の観点から計画的 な長期修繕計画の作成や、入居が見込 めない教職員住宅の処分の方策を策定 解消に努めているが、教職員住宅の有効活 | することとし、本年度は昨年度の入居| 用の方策や処分等に関する方針を策定する など、今後の教職員住宅のあり方について、 検討する必要がある。

(教育庁に対する検討事項)

状況等の分析を行い、教職員住宅のあり方について「基本方針」を策定し、その後、「整理計画」(年次計画)を順次策定することとしました。

イ 物品

《指摘事項》

物品の管理において、資材搬送などのため 貨物自動車を配置しているが、数年間にわた り使用する日数や時間数が少ない運行実態で あることや他の車両の代替が可能であったに もかかわらず、当該車両の管理換などを検討 することなく定期検査を行ったことから、 不経済な支出となっているものが、1台、8万 4,590円あった。 (苫小牧高等技術専門学院) 車両の管理に当たっては、運行実態 と経費を十分精査し、不経済な執行と ならないよう、適正な事務処理に努め ます。

なお、貨物自動車については、管理 換を含めた検討を行った結果、教材車 として使用している貨物自動車が老朽 化し訓練に支障が出ていることから、 当該貨物自動車を抹消登録手続き後、 組換えし教材車として訓練に活用して います。

《指導事項》

物品の購入において、当該購入の必要数量について十分検討せずに購入したことから、 未使用となった物品が生じ、不経済な支出と なっているものがあった。 物品の購入に当たっては、購入時期 及び必要数量を十分検討の上、適切な 購入に努めるとともに経済的な執行に 努めます。

《検討事項》

畑地かんがい推進モデルほ場設置事業の執行において、自走型散水機を長期継続契約により借り上げているが、同散水機は事業開始時に購入することも可能であり、購入する場合と比較し、借上料が1,578万円相当、不経済となっていると認められることから、今後、散水機を新たに導入する場合にあっては、借上料と購入費の経費の比較を行うなど、適切な調達方法について、検討する必要がある。

(農政部に対する検討事項)

畑地かんがい推進モデルほ場設置事業において、新たに散水機を導入する場合に当たっては、より経済的、効率的な導入が可能となるよう、購入も含めた導入方法及び管理方法の選択、判断手法について検討手法を定め、総合振興局及び振興局に通知しました。

(4) 工事(技術)に係る事項

ア 計画

《指導事項》

河川改修工事等において、掘削した土砂を流用して築堤を計画するに当たり、堤体材料は締め固めの効果を十分に発揮するために、最大粒径が10~15 c m以下で、細粒分の土粒子が15%以上であるものを選定して用いることが望ましいため、堤体材料の選定における事前の土質調査を十分に行う必要があるが、これを行っていないものがあった。

築堤工事の材料選定に当たっては、 設計要領等を十分理解するよう関係職 員を指導するとともに、事前に土質調 査を十分行い、適切な材料選定に努め ます。

イ 設計

《指導事項》

(7) 農地整備工事において、用水路を改修す

工事の設計に当たっては、施設の能

る設計に当たり、水路の幅を改修前と同じ上幅が1.8mのコンクリート製水路で設計しているが、流下能力が確保できて、より経済的な1.7m幅のコンクリート製水路で設計が可能であることから、設計金額が過大となっているものがあった。

力を十分確認した上で、効率的・経済 的な方法を検討し採用するよう関係職 員を指導し、適切な設計に努めます。

(4) 道路改良工事において、橋梁下部工の基礎杭の設計に当たり、荷重条件により、右岸側の橋台については、直径1.0mの杭を8本使用する設計としていたが、直径1.2mの杭を6本使用することにより、経済的な設計が可能であることから、設計金額が過大となっているものがあった。

工事の設計に当たっては、設計施工 内容を十分に確認した上で、経済的な 方法を検討し採用するよう関係職員を 指導し、適切な設計に努めます。

(ウ) 草地整備工事において、電気牧柵の主力 柱の設計変更に当たり、概数とした主力柱 の本数は、草地整地後の平面形状や起伏状 況を十分確認して決定しなければならない が、十分な確認を行わず決定したことから、 必要以上の本数で設計変更を行い、設計金 額が過大となっているものがあった。 電気牧柵の主力柱本数の設計変更(概数確定)に当たっては、技術検討会において隔障物設置に関する確認要件を定め、草地整備後の地形条件を十分に確認して決定するよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。

ウ 積算

《指導事項》

(7) 治山工事において、抑止杭 注)の積算に当たり、仮設足場を設置、撤去する施工費は、施工現場までの搬入路が急なため、といる場所でででででででである。 は、施工現場までの使用が不可能なことが、たいかでででででででででででででででいる。 が、やぐらの設置、撤去で計上しいるが、やぐらの設置、撤去で計上しているが、中のでででであり、設計金額が過去っているものがあった。

治山工事の積算に当たっては、積算の内容を十分確認の上、より経済的な 積算となるよう関係職員を指導し、適 切な積算に努めます。

注) 抑止杭とは、地下深くの堅固な地盤と表層土塊 をつなぎ、地すべり地を固定する杭のこと。

(4) 防雪柵工事において、基礎ブロックの積算に当たり、全数を現場打ちコンクリート基礎として積算していたが、防寒費を計上した基礎ブロックについては、防寒費を必要としない工場製品とすることで経済的な積算が可能であることから、設計金額が過大となっているものがあった。

工事の積算に当たっては、施工時期 等の条件を十分考慮するとともに、審 査において条件等の確認を徹底し、よ り経済的な積算となるよう関係職員を 指導し、適切な積算に努めます。

(ウ) 道路工事において、歩道の路面排水工の 積算に当たり、公園などが隣接して車両の 出入りがない箇所の排水溝の蓋は、輪荷重 が作用しない場所に用いる蓋の単価で積算 しなければならないが、輪荷重が作用する 蓋の単価で積算したため、設計金額が過大 となっているものがあった。

また、歩道下部の縦断排水工の積算に当たり、管種を鉄筋コンクリート管としてい

工事の積算に当たっては、施工条件を十分確認の上、より経済的な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。

たが、コンクリート基礎を不要とするコン クリート高圧管を用いることで経済的な積 算が可能となることから、設計金額が過大 となっているものがあった。

(I) 道路防災工事において、崩落が懸念され る斜面の岩塊を除去するに当たり、小割り した岩塊を斜面運搬用のモノレールで下方 へ運搬する積算としていたが、仮設昇降階 段を使用した人力運搬が可能であり、設計 金額が過大となっているものがあった。

工事の積算に当たっては、現地条件 を十分把握し、的確な積算となるよう 関係職員を指導し、適切な積算に努め ます。

3 収入確保の視点から是正又は改善を求めた もの

(1) 収入未済額が1億円以上となっているもの

【道税収入】

《指摘事項》

道税収入においては、「道税確保特別対策本 部」を設置し収入確保に取り組んでおり、特 に個人道民税、自動車税を重点税目とし、個 人道民税については、道と市町村による一斉 催告の実施や共同訪問徴収などによる徴収対 策の強化、自動車税については、幹部職員に よる企業訪問、コンビニ納税、預貯金・給与 ・動産等の積極的な差押えを実施するなど、 徴収対策の強化に努めたこともあり、道税全 体の収入未済額は減少したところであるが、 依然として、その額は多額となっている状況に ある。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保 はもとより、適正、公平な税負担を求めるこ とは極めて重要であることから、これまで以 上に、自主納税の促進と滞納の実態に即した、 適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済 額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る 必要がある。 (総務部)

· 収入未済額 19,106,378千円

道税の収入未済金については、特に 収入未済額が多額となっている個人道 民税と自動車税を重点的に徴収強化を 図るなどして、道税収入の確保に努め ます。

具体的には、個人道民税については、 特別徴収の拡大に向けた取組の強化を はじめ、市町村への道職員の派遣、道 と市町村による一斉催告の実施や共同 徴収を強化するほか、市町村から市町 村の管外に転出した滞納者に係る徴収 金を道が引き受ける徴収嘱託制度の実 施対象市町村を拡充するなど、市町村 との連携に一層努めるとともに、自動 車税については、納税催告を効果的に 行うほか、預貯金や給与等の差押えを 徹底するとともに、高額・悪質な滞納 者に対する滞納処分を一層強化するな ど、厳正な姿勢で滯納整理に取り組み ます。

また、新たな滞納の発生防止につい ても、引き続き、道税広報の充実強化 や納期内納税の推進に努めます。

【税外諸収入】

母子福祉貸付金収入等

母子・寡婦・遺児・看護職員等に対する貸 付金に係る貸付金収入及び児童保護措置費徴 収金などについては、依然として収入未済額 が多額となっており、一部の収入金において は、夜間催告などの滞納整理事務が十分に行 われているとは認められないことから、滞納 の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済 | 座振替による納入の推進や支払能力に

母子福祉貸付金等の収入未済金につ いては、過年度未収金の一部について 外部委託を実施するなどの取組を進め てきたところですが、収入未済額が多 額であることから、徴収強化月間を設 けての滞納者への督促、戸別訪問、口

額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る 必要がある。 (保健福祉部)

· 収入未済額 2,755,251千円

応じた分割納入の措置、連帯保証人等 を含めた滞納者の周辺調査などの取組 の強化を進め、収入の確保に努めます。

中小企業高度化資金貸付金収入等

《指摘事項》

中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金 収入等については、延滞債権に係る管理回収 業務の外部委託などに取り組んでいるが、依 然として収入未済額が多額となっており、債 務者に対する状況把握等が行われていないも のがあるなど改善が必要な事項もあることか ら、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、 収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防 止を図る必要がある。 (経済部)

· 収入未済額 9,309,189千円

中小企業高度化資金貸付金等に係る 収入未済金については、従来の収入の 確保の取組に加え、債権管理簿の整備 や、債務者の最新の所在地や相続関係 を確認するため、関係市町村への照会 等により実態の把握に努めているとこ ろです。

また、平成20年度に取りまとめた「高 度化資金債権管理・回収の方針等につ いて」に基づき、債権管理回収業務を 専門的知識やノウハウを有する債権回 収会社に委託するとともに、連帯保証 意思の確認のための本人面談や契約の 公正証書化などの取組を積極的に推進 しているところであり、今後とも関係 団体などとの連携を密にして、なお一 層の収入の確保と新たな収入未済金の 発生防止に努めます。

林業·木材産業改善資金貸付金収入等

《指摘事項》

林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入 等については、債権管理強化期間を設定して 行う訪問徴収や電話等による催告などに取り 組んでいるが、依然として収入未済額が多額 となっているので、滞納の実態に応じた適切 な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収 入未済の発生防止を図る必要がある。

(水産林務部)

· 収入未済額 333,963千円

林業・木材産業改善資金の収入未済 金については、平成20年4月に策定し た「林業・木材産業改善資金債権保全 等に係る事務取扱要領」により、「債権 管理強化期間」を設定し、集中的に直 接訪問による催告や文書催告等を行う とともに、貸付審査基準の強化により、 新たな収入未済金の発生の抑制を図る 等の取組を行っているところです。

また、平成25年度からは回収業務の 一部を債権回収会社に委託することに より、なお一層の収入未済金の解消に 努めます。

特用林産物振興資金貸付金の収入未 済金については引き続き、面談や文書、 電話による催告を行うなど、滞納の実 態に応じた適切な措置を講じ、収入の 確保に努めます。

道営住宅使用料収入等

《指摘事項》

道営住宅使用料収入等については、収納強 化月間を設定して行う訪問徴収や退去者に係 る未収金収納業務の外部委託などに取り組ん でいるが、依然として収入未済額が多額とな | 等による納付指導のほか、夜間臨戸訪

道営住宅使用料等の収入未済金につ いては、道営住宅家賃(駐車場使用料) 滞納整理等事務処理要綱に基づく電話 っているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。 (建設部)

· 収入未済額 666,003千円

特に、現年度分使用料の収納確保については、新たな収入未済発生防止の観点から非常に重要であるため、前年度以上の収納率を確保すべく重点的に取り組みます。

また、高額(悪質)滞納者で、未納 解消の見込みがない入居者に対しては 住宅明渡請求訴訟等の法的措置を講じ ます。

さらに、道営住宅を退去した後、所 在不明となり収納が困難となっている 未収金の収納業務を、民間の債権管理 回収会社に委託し、過年度収入未済金 の縮減に取り組み、引き続き収入の確 保に努めます。

才 土地区画整理事業資金貸付金収入

《指摘事項》

土地区画整理事業資金貸付金収入については、債務者や連帯保証人に対する訪問による催告などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。 (建設部)

· 収入未済額 274,346千円

土地区画整理事業資金貸付金収入の収入未済金については、債務者や連帯保証人に対する催告のほか、事業の認可権者である釧路市に対し事業改善の取組を申し入れるなど、引き続き収入の確保に努めます。

力 公立高等学校奨学資金貸付金収入等

《指摘事項》

公立高等学校奨学資金貸付金等の収入未済金については、滞納整理方針の 策定を行うとともに、滞納者に対する 一斉再督促や納入通知書の分割再発行 などを行っているところですが、今後 とも、滞納者への更なる催告や保証人 への催告などを行い、収入の確保に努 めます。 · 収入未済額 126,679千円

キ 放置違反金収入 注)

《指摘事項》

放置違反金収入については、訪問徴収や電話等による催告、預貯金の差押えなどの滞納処分に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。 (警察本部)

- · 収入未済額 330,554千円
- 注) 放置違反金収入とは、平成18年6月1日から導入された放置車両の使用者に対して課すこととされている違反金に係る収入のこと。

放置違反金収入については、訪問徴収や電話による催告のほか、新たによる催告のほか、新たになの売に向けた動産の差押えを行うなめの滞納処分により、収入確保に努めれるところですが、引き続き、滞納とつかで収納しるところで収納しやすい環境整備を進め、新たな収入未済の発生防止に努めます。

(2) 収入未済額が1,000万円以上となっているもの

【税外諸収入】

ア 農業改良資金貸付金収入等

《指導事項》

農業改良資金貸付金に係る貸付金収入等については、借受者への面談・指導や連帯保証人への催告などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

• 収入未済額 63,375千円

イ 堤塘使用料 注)

《指導事項》

堤塘使用料収入については、滞納整理事務に係る研修による職員の徴収技術向上などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

- · 収入未済額 69,371千円
- 注) 堤塘使用料とは、河川敷地の貸付等使用料のこと。

また、各建設管理部の事務処理状況 を検証した結果で得られた様々な工夫 や効果的・効率的な手法を各建設管理 部に情報提供することなどにより、今

後も職員の滞納整理事務に対する知識 の向上と実行性ある滞納整理の推進を 図り、収入未済金の解消と新たな収入 未済金の発生防止に努め、引き続き収 入の確保に努めます。

ウ 高等学校授業料 注)

《指導事項》

高等学校授業料収入については、教育局及び道立学校において未納対策事務取扱要領に基づく催告を行うほか、未納者の状況調査などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。

- 収入未済額 38,240千円
- 注) 高等学校授業料は、平成22年度以降、専攻科を除き無償化されている。

4 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

(1) 予算に係る事項

《指摘事項》

平成24年度児童手当道費負担金の支出において、予算管理に適切を欠き、必要以上の減額補正を行った結果、予算に多額の不足を生じ、市町村への負担金を翌年度の予算から支出しているものが、8億2,502万8,610円あった。(保健福祉部)

児童手当道費負担金の予算の管理に 当たっては、市町村に対して実施する 国費の所要額調査を適確に活用するな ど、予算の所要見込額の算出精度を高 めることにより、予算管理を適切に行 い、必要な予算の確保に努めます。

《指導事項》

病院庁舎敷地内除雪において、除雪車を運転手付きで借り上げ、除雪を行わせる場合には、使用料及び賃借料で予算執行することとされているが、役務費により執行しているものがあった。

予算の執行に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な執行に努めます。

なお、当該経費については、役務費から使用料及び賃借料に支出科目を更正しました。

(2) 収入に係る事項

《指摘事項》

ア 研修受講料及び宿泊施設使用料の徴収について、研修受講者に納入通知書を送付せず、研修所において保管するとともに、諸徴収金のために設けた研修所職員名義の預金口座に研修受講料等を振り込ませ、職員が当該口座から払戻しを行った上、保管している納入通知書により指定金融機関等に納入し、当該日に納付があったものとして領収証書を交付しているものが、84件、225万5,200円あった。

研修受講料及び宿泊施設使用料の徴収に当たっては、関係法令等を遵守し、 適正な徴収事務に努めます。

なお、研修受講生が研修受講料等を 事前に納付するよう、北海道立漁業研 修所条例施行規則を改正しました。

イ 公宅料の徴収において、算定基礎となる建

公宅料の算定に当たっては、算定基

(漁業研修所)

物の構造について、コンクリートブロック造 の建物を木造と算定したため、徴収すべき額 が不足しているものが、5名分、105万7,420 円あった。

また、調定は、毎月末日までに納付が行わ れるように納入期限を指定しなければならな いが、末日を超えて指定しているものがあった。 (留萌振興局)

礎となる建物の構造等を十分確認し、 適正な算定に努めます。

また、調定に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な事務処理に努めま

なお、正当な構造により公宅料の再 算定を行い、平成25年4月以降の入居 者に対しては、公宅料の変更を行うと ともに、徴収すべき額の不足額につい ては徴収しました。

ウ 看護学院の授業料については、申請時に前 年分の証明書類により免除を決定した場合に は、申請した年の証明書類が取得可能となっ た時期に改めてその証明書類を提出させる必 要があるが、これを行っていなかった。

また、免除に該当しないのに免除している ものが、1名分、11万8,800円あった。

(紋別高等看護学院)

授業料の免除手続に当たっては、関 係法令等を遵守し、免除決定者に対し て、免除決定通知書と合わせて文書に より証明書類取得時期に改めて証明書 類を提出するよう指示することとし、 適正な事務処理に努めます。

なお、免除に該当しないのに免除と した授業料については、徴収しました。

エ 肢体不自由児施設診療料等の滞納整理に当 たっては、納付義務者が督促状の指定期限ま でに完納しないときは、文書による催告のほ か、電話や面接等により債務者の実態を把握 し、それぞれの債務者に応じた措置を講ずる こととされているが、長期間にわたって催告 などの事務処理を行っていなかった。

(旭川肢体不自由児総合療育センター)

滞納整理に当たっては、関係法令等 を遵守し、納付義務者が督促状の指定 期限までに完納しないときは、文書に よる催告のほか、電話や面接等により 債務者の事態を把握し、それぞれの債 務者に応じた措置を行い、適正な事務 処理に努めます。

《指導事項》

法人道民税並びに法人事業税及び地方法人 特別税について、予定申告時の納税額が確定 申告時の額を上回る場合は、還付額と合わせ て還付加算金を納税者に支払うこととなるが、 その事務処理において、地方税法施行令の改 正による電算プログラムの修正指示を誤り、 正しい還付加算金の支払に1年近くを要して いるものがあった。

法人道民税並びに法人事業税及び地 方法人特別税の事務処理に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

また、関係法令等の改正による電算 プログラムの修正等については、適切 な事務処理に努めます。

北海道建設工事紛争審査会に対する調停申 請手数料については、北海道収入証紙で納め なければならないが、申請書に収入印紙がち ょう付されているにもかかわらず、これを受 理しているものがあった。

申請手数料の収納に当たっては、関 係法令等を遵守し、適正な事務処理に 努めます。

当該申請手数料については、申請人 に対して関係法令等を改めて説明した 上、再度申請書を提出していただき、 北海道収入証紙での収納を完了しまし

ウ 道路占用料の徴収において、平成22年度に 生じた過誤納について、平成24年度に還付を 行っているものがあった。

道路占用料の過誤納による還付処理 に当たっては、関係法令等を遵守し、 予算配当部局とも連携しながら、適正 な事務処理に努めます。

エ 海岸保全区域内等の占用許可に伴う占用料 について、納付義務者が納期限までに収入金 係法令等を遵守し、適正な事務処理に

占用料の収納事務に当たっては、関

を完納しない場合には、納期限後30日以内に、 督促状により、期限を指定して督促しなければ ならないが、これを行っていないものがあった。

| 努めます。

オ 漁港占用料については、当該占用の許可を した日から20日以内に納入通知書により納付 させなければならないが、調定や納入義務者 への通知手続が遅延しているものがあった。

占用料の収納事務に当たっては、関 係法令等を遵守し、適正な事務処理に 努めます。

カ 海岸占用料について、歳入を徴収しようと するときは、調定書により調定をしなければ ならないが、これを行わないまま納入通知書 を納入義務者に送付しているものがあった。

占用料の収納事務に当たっては、関 係法令等を遵守し、適正な事務処理に 努めます。

キ 河川区域内の占用許可に係る占用料につい ては、河川法施行条例等に基づき算定しなけ ればならないが、これと異なる算定を行った ことから、占用料が過少となっているものが あった。

占用料の算定に当たっては、関係法 令等を遵守し、適正な事務処理に努め ます。

なお、追徴できる占用料について、 関係法令等に基づき再算定を行い、差 額分を収納しました。

技術専門学院授業料収入において、滞納金 を分割して納付された場合の延滞金について は、滞納金が納入された時点で確定させ、そ の都度納付書を送付して徴収することとされ ているが、滞納金の全額が納入されてから、 分割納付ごとの延滞金額を合算した納付書を 送付して徴収しているものがあった。

延滞金の徴収に当たっては、関係法 令等を遵守し、分割納付された時点で 延滞金を確定させ、その都度納付書を 送付し、適正な事務処理に努めます。

ケ 収入取扱員が1万円未満の現金を領収した ときは、現金払込書を添え、最初の現金領収 の日から起算して5日以内に指定金融機関等 に払い込まなければならないが、これを超え て払込みを行っているものがあった。

現金徴収に係る収納事務に当たって は、関係法令等を遵守し、適正な事務 処理に努めます。

コ 電話料収入については、納入通知書を発し た日の属する年度の会計年度としなければな らないが、平成24年度に調定したにもかかわ らず、平成23年度の会計年度としたものや平 成25年度に調定したにもかかわらず、平成24 年度の会計年度としたものがあった。

電話料収入に係る会計年度所属区分 については地方自治法施行令に定める 区分により適正に処理いたします。

(3) 支出に係る事項

ア 報酬

《指摘事項》

報酬の支給において、嘱託医の任用につい ては、辞令を交付して行うこととされている が、任用決定をせずに業務を行わせ、報酬を支 給しているものが、3名分、32万5,680円あった。 (宗谷総合振興局)

報酬の支給に当たっては、関係法令 等を遵守し、適切な任用決定を行い、 適正な事務処理に努めます。

《指導事項》

健康管理医に係る報酬の支給において、健

報酬の支給に当たっては、関係法令 康管理医が職務を行ったときは、その結果を | 等を遵守し、適正な事務処理に努めま 記録票に記載するとともに実績簿を作成し、 毎月の執務実績を確認の上、支給することと されているが、これらを作成せず支給してい るものがあった。

《検討事項》

特別職非常勤職員である産業医の報酬の支 給において、産業医は、少なくとも毎月1回 作業場等を巡視しなければならないこととさ れているが、職場巡視が行われずに電話によ る助言のみで報酬が支給されている場合があ ることから、産業医の適切な執務の内容やそ の取扱いについて、明らかとするよう検討する (教育庁に対する検討事項) 必要がある。

報酬の支給に当たっては、産業医の 職務内容及び報酬の支払いについて、 各教育局長等に対して改めて周知徹底 しました。

イ 諸手当

《指摘事項》

(7) 時間外勤務手当の支給において、あらか じめ割り振られた1週間の勤務時間を超え ていないにもかかわらず、時間外勤務手当 を支給しているものや、1箇月の時間外勤 務時間数の集計を誤ったことから、過払 いとなっているものが、4名分、1万7,345 円あった。

また、時間外勤務時間数が1箇月60時間 を超えた場合の支給率を誤ったことから、 未支給となっているものが、6名分、13万 7,102円あった。 (経済部)

時間外勤務手当の支給に当たっては、 関係法令等を遵守し、関係書類等を十 分確認の上、適正な事務処理に努めま

なお、過払分及び未支給分について は、返納及び支給の処理をしました。

(イ) 時間外勤務手当の支給において、支給割 合を誤ったことなどから、過払いになって いるものが、23名分、2万9,981円、未支給 となっているものが、5名分、9,749円あった。 また、休日勤務手当を支給すべきところ を時間外勤務手当を支給しているものが、2 名分、2万2,376円あった。

(オホーツク総合振興局)

時間外勤務手当及び休日勤務手当の 支給に当たっては、関係法令等を遵守 し、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分及び未支給分について は、返納及び支給の処理をしました。

《指導事項》

(7) 時間外勤務手当等の支給において、あら かじめ割り振られた1週間の勤務時間を超 えていないにもかかわらず、時間外勤務手 当を支給しているものや、時間外勤務時間 数の集計や命令時間を誤ったことなどから、 過払い又は未支給となっているものがあった。

時間外勤務手当等の支給に当たって は、関係法令等を遵守し、関係書類等 を十分確認の上、適正な事務処理に努 めます。

なお、過払分及び未支給分について は、返納及び支給の処理をしました。

(イ) 寒冷地手当の支給において、世帯区分の 変更届け出の提出があったにもかかわらず、 認定処理を行っていなかったことから、未 支給となっているものがあった。

寒冷地手当の支給に当たっては、関 係法令等を遵守し、手当の届出状況の 確認を担当者以外の者が再度確認の上、 適正な事務処理に努めます。

なお、未支給分については、支給の 処理をしました。

農林漁業普及指導手当の支給において、1 (ウ) 箇月の間で普及事務に従事した日数等が、 | っては、関係法令等を遵守し、普及事

農林漁業普及指導手当の支給に当た

当該月における勤務を要する日の合計の2 分の1以上とならない場合は、支給を停止 しなければならないが、この手当の一時停 止報告を誤ったため、過払いとなっている ものがあった。

務に従事した日数等を十分確認の上、 適正な事務処理に努めます。

なお、過払いとなっていた農林漁業 普及指導員手当については、返納の処 理をしました。

特殊勤務手当の支給において、教育業務

連絡指導手当については、教務その他の教 育に関する業務についての連絡調整及び指 導助言に従事したときに支給することとな るが、支給要件を誤ったことから、過払い 又は未支給となっているものがあった。

また、教員特殊業務手当については、教 員が週休日等に、国等が開催する対外運動 競技等に生徒を引率して行う指導業務に8 時間程度従事した場合や、学校の管理下で 行われる部活動における生徒に対する指導 業務に引き続き 4 時間程度従事した場合な どに支給することとされ、従事した業務内 容ごとに1日当たりの支給額が定められて いるが、支給要件を誤ったことから、過払 いとなっているものがあった。

特殊勤務手当の支給に当たっては、 関係法令等を遵守し、関係書類等を十 分確認の上、適正な事務処理に努めま

なお、過払分及び未支給分について は、返納及び支給の処理をしました。

《検討事項》

職員手当については、毎年1月を確認日と して、扶養状況等報告書により事後確認を行 うこととされ、住居手当の支給を受けている 職員については、その者が支給要件を具備す るかどうか及び住居手当の月額が適正である かどうかを随時、確認しなければならないが、 教職員事務センターの当該確認においては、 父母又は配偶者の父母の所有する住宅を借り 受けて、当該住居に居住している職員の場合 のみ、家賃の支払領収書の写しなどの証明書 類を提出させる取扱いとなっており、十分な 事後確認とは認められないことから、適切な 事後確認を検討する必要がある。

(教育庁に対する検討事項)

住居手当に係る事後の確認に当たっ ては、「教育庁職員等の扶養手当等に係 る事後の確認実施要領」及び「学校職 員の扶養手当等に係る事後の確認実施 要領」を一部改正し、平成25年度の事 後確認から、借家、借間等に居住する 職員及び配偶者等から直近の月の家賃 の支払領収書等の写しを提出させて確 認を行うこととしました。

ウ賃金

《指導事項》

賃金の支給において、配偶者を有しない職 員であるにもかかわらず、配偶者を有する者 として扶養手当支給のシステム登録を行った ことから、過払いとなっているものがあった。

賃金の支給に当たっては、関係法令 等を遵守し、関係書類等を十分確認の 上、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分については、返納の処 理をしました。

工 報償費

《指摘事項》

福祉教育アドバイザー派遣事業に係る報償 費などの執行において、福祉教育アドバイザ 一に委嘱しないまま派遣した者に対して、報 償費などを支出しているものが、24名分、80 | を行うなど、適正な事務処理に努めま

福祉教育アドバイザー派遣事業に係 る報償費などの執行に当たっては、関 係法令等を遵守し、事前に委嘱の決定

才 旅費

《指摘事項》

赴任旅費の支給において、扶養親族でない 者を扶養親族移転料等の支給対象としたこと から、過払いとなっているものが、1名分、9 万3,466円あった。 (オホーツク総合振興局)

赴任旅費の支給に当たっては、関係 法令等を遵守し、関係書類等を十分確 認の上、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分については、返納の処 理をしました。

《指導事項》

(7) 航空機を利用する旅行において、他の職 員が購入した航空券を使用して旅行し、旅 費請求書には、当該航空券を購入した職員 の氏名が記載された搭乗券及び航空賃の領 収書を添付しているものがあった。

航空機を利用する旅費の執行に当た っては、関係法令等を遵守し、適正な 事務処理に努めます。

(イ) 航空機を利用する旅行において、旅費請 求書には、その支払を証明するに足りる書 類として、現に支払った旅客運賃に係る領 収書及び搭乗券、航空会社が発行する搭乗 証明書又は搭乗レシート等を添付すること とされているが、搭乗券等を添付していな いものがあった。

航空機を利用する旅費の執行に当た っては、関係法令等を遵守し、適正な 事務処理に努めます。

(ウ) 航空機を利用するパック旅行において、 旅費請求書には、パック旅行料金の支払を 証明するに足りる書類として、現に支払っ たパック旅行料金に係る領収書及び航空機 の搭乗券を添付することとされているが、 領収書を添付していないものがあった。

航空機を利用する旅費の執行に当た っては、関係法令等を遵守し、適正な 事務処理に努めます。

(I) 費用弁償の執行において、議員が議会、 委員会の招集に応じたときは、その往復の 旅行に対し、交通費、日当等の費用を弁償 することとしているが、委員会に引き続き 政務調査活動を行い、その活動に伴う交通 費を政務調査費から充当している議員に対 して、復路分の費用を弁償したことから、 過払いとなっているものがあった。

費用弁償の執行については、関係法 令等を遵守し、政務調査活動の充当分 等を十分確認の上、適正な事務処理に 努めます。

なお、過払分については、返納の処 理をしました。

(1) スクールカウンセラーに係る旅費の支給 において、旅行者から旅費請求書の提出が あったが、長期間支払手続を行わなかった ことから、未支給となっているものがあった。

スクールカウンセラーに係る旅費の 支給に当たっては、関係法令等を遵守 し、適切な事務処理に努めます。

カニ需用費

《指摘事項》

物品修繕等の契約を行う場合には、その 内容を明らかにした決定書を作成して、支 出負担行為をしなければならないが、これ を行わずに契約し、事後に物品修繕等決定 書を作成しているものが、2件、19万2,790 円あった。 (オホーツク総合振興局)

物品修繕等の契約の締結に当たって は、関係法令等を遵守し、支出負担行 為の内容を明らかにした決定書の事前 作成を徹底し、適正な事務処理に努め ます。

物品購入代金の支出において、書面によ (1) り支払の時期を明らかにしないときは、相 手方が支払請求をした日から15日以内に支 払わなければならないが、この期限を超えて 支出しているものが、2件、12万120円あった。 (出納局)

に努めます。

※ 本事例については、前年度定期監査において、同 様の事例が指導事項となっていたが、改善が図られ ていないため、指摘事項とした。

(ウ) 物品の購入契約等を行う場合においては、 その内容を明らかにした決定書を作成して、 支出負担行為をしなければならないが、こ れを行わずに契約し、事後に決定書を作成 しているものが、3件、10万8,780円あった。

物品の購入契約等を行う場合に当た っては、その内容を明らかにした決定 書の事前作成を徹底するとともに、関 係法令を遵守するよう適正な事務処理 に努めます。

物品購入代金の支出に当たっては、

関係法令等を遵守し、適正な事務処理

(I) 物品購入代金の支出において、書面によ り支払の時期を明らかにしないときは、相 手方が支払請求をした日から15日以内に支 払わなければならないが、この期限までに 支払を行わず、請求月日の記載のない請求 書に事実と異なる収受月日を押印すること により、期限までに支払を行ったとしてい るものが、1件、1万5,180円あった。

関係法令等を遵守し、請求書を受理す る際には請求月日の記載を確認し、記 載のない場合には記載を求めるなど、 適正な事務処理に努めます。

物品購入代金の支出に当たっては、

(十勝総合振興局)

(図書館)

《指導事項》

物品購入代金等の支出において、書面によ り支払の時期を明らかにしないときは、相手 方が請求をした日から15日以内に支払わなけ ればならないが、この期限を超えて支出して いるものがあった。

物品購入代金等の支出に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

キ 役務費

《指摘事項》

(7) 見学旅行引率に伴う旅行企画料及び施設 入場料に係る契約において、支出負担行為 をしようとするときは、当該支出負担行為 の内容を明らかにした決定書によって行わ なければならないが、これを行っていないも のが、2件、4万2,400円あった。

(恵庭北高等学校)

支出負担行為の決定に当たっては、 見学旅行の概算旅費支給時とあわせて 決定書を作成するなどして内部牽制を 再確認して再発防止を図るなど、関係 法令等を遵守し、適正な事務処理に努 めます。

(イ) 物品修繕の契約を行う場合には、その内 容を明らかにした決定書を作成して、支出 負担行為をしなければならないが、これを 行わずに契約し、事後に物品修繕等決定書 を作成しているものが、1件、1万8,900円 あった。 (経済部)

物品修繕の契約の締結に当たっては、 関係法令等を遵守し、支出負担行為の 内容を明らかにした決定書の事前作成 を徹底し、適正な事務処理に努めます。

(ウ) 役務費を執行しようとする場合は、その 内容を明らかにした決定書を作成して、そ一令等を遵守し、その都度、支出負担行 の都度、支出負担行為をしなければならな | 為の内容を明らかにした決定書の事前

役務費の執行に当たっては、関係法

いが、血液検査の依頼に係る支出負担行為 について、対象者の人数や検査料が未定の まま、1箇月分の予定額を支出負担行為と して事前に決定を行っていた。

作成を徹底するなど、適正な事務処理に努めます。

(留荫振興局)

(I) 役務費を執行しようとする場合は、その 内容を明らかにした決定書を作成して、支 出負担行為をしなければならないが、これ を行わずに発注し、事後に、事実と異なる 日に発注や履行があったものとして、決定 書を作成しているものがあった。

令等を遵守し、その都度、支出負担行 為の内容を明らかにした決定書の事前 作成を徹底するなど、適正な事務処理 に努めます。

役務費の執行に当たっては、関係法

(オホーツク総合振興局)

《指導事項》

電話料の支出については、電話会社が指定する支払期限までに支払わなければならないが、支出を遅延しているものがあった。

電話料の支出に当たっては、関係法 令等を遵守し、適正な事務処理に努め ます。

ク 使用料及び賃借料

《指摘事項》

(7) 土地の賃貸借契約において、契約期間を 更新するときは、当該支出負担行為の内容 を明らかにした決定書によって行わなけれ ばならないが、これを行っていないものが、 1件、69万5,788円あった。

(釧路方面本部)

土地の賃貸借契約期間の更新に当たっては、関係法令等を遵守し、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の作成を確実に行い、適正な事務処理に努めます。

(4) 会場の借上げに係る使用料及び賃借料の 執行においては、その内容を明らかにした 決定書を作成して、支出負担行為をしなけ ればならないが、これを行わずに契約し、 事後に決定書を作成しているものが、1件、3 万6,960円あった。 (環境生活部) 会場の借上げに係る使用料及び賃借料の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するなど、適正な事務処理に努めます。

《指導事項》

職員公宅の借上げにおいて、賃貸借料は建物賃貸借契約に基づき、建物所有者の請求によることなく、3箇月分をまとめて年4回支払うこととされているが、5月中に支払わなければならない第1回の賃貸借料の支出が遅延しているものがあった。

職員公宅の借上げに係る賃貸借料の 支出に当たっては、建物賃貸借契約に 基づく支払期限を十分確認の上、適正 な事務処理に努めます。

ケ 負担金、補助及び交付金

《指摘事項》

(7) 社会福祉施設産休等代替職員任用事業費補助金において、社会福祉施設等に勤務する職員が産前産後休暇等のため、その職務を臨時的に任用した代替職員に行わせた場合、その費用に対し補助することとしているが、代替職員として認められない職員を対象職員として、補助金を過大に交付決定しているものが、4部局で4件、169万5,157円あった。

補助金の交付決定に当たっては、関係法令等を遵守し、代替職員の職歴等を書面で確認するなど、適正な事務処理に努めます。

なお、補助金を過大に交付した補助 事業者に説明し、補助金等交付申請取 下書の提出を受け、補助金の額の再確 定を行い、返納の処理をしました。

$\left(\frac{1}{2}\right)$	部局名)	(事項数)	(金 額)
胆 振 総	合振 興	局 1件	418, 190円
渡島総	合振 興	局 1件	465,310円
上川総	合振興	局 1件	441,750円
十勝総	: 合振興	局 1件	369,907円

(イ) 平成24年度の広域場間場外発売情報提供協力負担金等の支出については、当該年度末までに請求書又は支出負担行為の決定に必要な書類等の提出を受けて、支出負担行為を行わなければならないが、これを行っていないものが、2件、39万1,550円あった。(農政部)

広域場間場外発売情報提供協力負担 金等の支出に当たっては、関係法令等 を遵守し、当該年度末までに関係書類 の提出を受け支出負担行為を行うなど、 適正な事務処理に努めます。

(ウ) 女性医師等就労環境改善緊急対策事業費補助金の執行において、補助金の額は、補助基準額、補助対象経費、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額のいずれか低い額に2分の1を乗じて算定することとされているが、寄付金その他収入額の性別をせずに記載された実績報告書により補助金の額の確定を行ったことから、補助金を過大に交付しているものが、2件、24万円あった。 (保健福祉部)

女性医師等就労環境改善緊急対策事業費補助金の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

なお、補助金を過大に交付した補助 事業者から補助事業等実績報告書を徴 し、補助金の額の再確定を行い、返納 の処理をしました。

(I) 軽費老人ホーム運営事業費補助金の執行において、補助金額は補助対象経費又は補助基準額のいずれか低い額から事務費本人徴収額を減じて算定することとされているが、補助基準額等が誤って記載された実績報告書により補助金の額の確定を行ったことから、補助金を過大に交付しているものが、2件、5万6,779円あった。 (胆振総合振興局)

軽費老人ホーム運営事業費補助金の 執行に当たっては、関係法令等を遵守 し、補助金額の積算等の取扱いに関す る通知を補助事業者に周知するなど、 適正な事務処理に努めます。

なお、補助金を過大に交付した補助 事業者から補助事業等実績報告書を徴 し、補助金の額の再確定を行い、返納 の処理をしました。

《指導事項》

(7) 負担金の支出において、協定に基づき所 定の期限までに支払うこととなっているが、 これを遅延しているものがあった。 負担金の支出に当たっては、協定書 及び関係法令等を遵守し、所定の期限 までに支払うよう、適正な事務処理に 努めます。

- (4) 政務調査費の収支報告書及び領収書等の 写しの提出があったときは、これらの確認 を行うとともに、使途基準に従い使用され ているかについて調査等を行うこととされ ているが、提出された調査研究費、研修費、 資料購入費、広聴広報費、事務費、事務所 費、人件費の領収書において、使途等の確 認を十分に行うことなく、次のような領収 書等を有効なものとして受理しているものが あった。
 - ① 領収書に宛名や領収した内容の記載がなく、 領収書等添付票の余白に記入することとされ ている宛名や支出名の記入も行われていない もの
 - ② 料金案内通知など領収書等として認められ

政務調査費の収支報告書及び領収書 等の写しの提出があったときは、提出 書類の記載内容が政務調査費の執行に 係る留意事項どおりに記載されている か、適確な確認に努めます。

また、領収書の書き方等の注意事項については、会派及び議員に対し周知文書を通知し、あらためて注意喚起を促しました。

ないものを添付しているもの

- 領収書の宛名の記載に間違いがあるものや、 第三者が加筆していると認められるもの
- ④ 人件費について、領収書に住所の記載がな く領収書発行者の特定ができないものや、支 給明細書に受領印が押印されていないもの
- (ウ) 補助金の額の確定については、実績報告 書の提出を受けた後、当該報告書等の書類 の審査等により、その報告に係る成果が、 交付の決定の内容及びこれに付した条件に 適合するものであるかどうかを調査し、適 合すると認めたときは、交付すべき額を確 定し、原則として、実績報告書を受理した 日から20日以内に額の確定通知を行わなけ ればならないが、特段の理由もなく、これ らの事務が遅延しているものがあった。

補助金の額の確定に当たっては、関 係法令等を遵守し、適正な事務処理に 努めます。

(I) 平成23年度高等学校生徒遠距離通学費等 補助金の支払において、平成24年3月分に 係る補助金額について、平成23年度予算で 支出すべきところを事務処理を誤ったこと から、平成24年度予算で支出しているもの があった。

補助金の支払いに係る会計年度につ いては、関係法令等を遵守し、適正な 事務処理に努めます。

《検討事項》

(7) 社会福祉施設産休等代替職員任用事業費 補助金において、社会福祉施設等に勤務す る職員が産前産後休暇等のため、その職務 を臨時的に任用した代替職員に行わせた場 合、その費用に対し補助することとしてい るが、従前から継続して勤務する職員など 代替職員として認められない職員を対象と して交付申請の行われたものが、7件、277 万2,928円あったことから、制度の趣旨を踏 まえた適正な申請と交付決定が行われるよ う、補助金交付の適切な取扱いについて、 検討する必要がある。

(保健福祉部に対する検討事項)

[保健福祉部の監査において確認したもの]

(事項数) (金 額) (部局名) 後志総合振興局 1件 397,575円 釧路総合振興局 2件 680, 196円

[各部局の監査において指摘事項としたもの(再掲)]

(部局名) (事項数) (金 額) 胆振総合振興局 1件 418, 190円 渡島総合振興局 1件 465,310円 上川総合振興局 1件 441,750円 十勝総合振興局 1件 369,907円

社会福祉施設産休等代替職員任用事 業費補助金に当たっては、適正な交付 決定が行われるよう、総合振興局及び 振興局に対し、代替職員の任用確認に 係る取扱いを通知するとともに、本制 度の趣旨を踏まえた適正な申請がなさ れるよう、補助対象事業者に対しても 周知を図りました。

また、次年度に向け、交付要綱の記 載内容を見直し、事業の適切な運用を 図ります。

なお、補助金の過大な支出が認めら れた補助事業者については、総合振興 局及び振興局から補助事業者に説明し、 補助金の返納の処理をしました。

(イ) 北海道特定不妊治療費助成事業補助金の 交付において、助成を受けようとする者は、 治療が終了した日の属する年度内に申請す ることとし、特別な事情により年度内に申 請できなかった場合においては、翌年度の5┃書類等について、取扱いの客観性・統┃

北海道特定不妊治療費助成事業補助 金の交付に当たっては、補助金の交付 申請期限の取扱い、期限を越えた申請 ができる場合及び申請者から徴すべき 月末日までに申請することができることとされているが、この期限を越えた申請を受理し補助金を交付しているものがあり、事業実施要綱と実際の取扱いが異なっていることから、補助金交付の適切な取扱方法等について、検討する必要がある。

一性を図るため、事業実施要綱等を改 正して、取扱いを明確にするとともに、 総合振興局及び振興局に通知しました。

(保健福祉部に対する検討事項)

(4) 契約に係る事項

ア 工事契約

《指摘事項》

(7) 工事請負契約において、設計金額の積算 過程における端数処理を誤り、予定価格が 過少となったことから、本来競争入札を行わなければならないものを随意契約しているものが、1件、253万500円あった。

工事請負契約の積算に当たっては、 積算資料に端数処理状況等を添付する など、適切な事務処理に努めます。

(出納局)

(イ) 工事請負契約に係る契約保証金については、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものであることを理由として納付を免除することはできないが、これをできるものとして免除しているものが、1件、45万1,500円相当あった。 (留萌振興局)

工事請負契約に係る契約保証金の免除に当たっては、関係法令等を遵守し、 適正な事務処理に努めます。

(ウ) 小規模治山工事に係る電子入札の執行に当たっては、電子入札システムに予定価格及び最低制限価格の入札書比較価格を入力しなければならないが、誤って消費税及び地方消費税を含めた金額を入力し、落札者とすべき者を失格としたことから、契約金額が割高となっているものが、1件、25万5,150円あった。 (日高振興局)

小規模治山工事の電子入札の執行に 当たっては、事務処理の手順を見直し、 入札書比較価格の入力内容を十分確認 の上、適正な事務処理に努めます。

《指導事項》

グラウンド整備工事の指名競争入札の執行に当たり、当該工事の主要な部分が全天候型舗装などの特殊な工種であることから、発注者は入札に参加する者の選考に際し、適正な施工による工事の品質を確保するため、当該特殊な工種に必要な機械器具の保有や施工実績などを確認する必要があるが、この確認を行わずに入札参加者を選考しているものがあった。

入札の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、工種に必要な技術的適性を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

イ 委託契約

《指摘事項》

(7) プロポーザル方式により特定者を選定した随意契約において、予定価格調書の作成や見積書の徴取が必要であったが、これらを行うことなく契約を締結しているものが、1件、992万3,550円あった。 (建設部)

プロポーザル方式により特定者を選定した随意契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

アイヌ民俗文化財保存・伝承活動事業業務 (1) 委託契約の平成16年度から平成20年度まで の執行において、受託者から提出された収 支精算書の審査が不十分であったことから、 平成21年度及び平成22年度に受託者から過 大に支出した委託料の返還を受けているが、 平成24年度においても、同様の理由により、 94万5,693円の返還が生じていた。

(教育庁)

委託契約の執行に当たっては、受託 者の各支部への現地確認や会計指導に ついて実施し、適切な会計処理等が行 われるよう指導に努めるとともに、現 地確認後は本部へも指導を行い改善に 努めます。また、本部にも直接現地指 導を行うなど確認や指導の徹底に努め ます。

さらに、仕様書等の変更部分につい ては、本部及び各支部への現地指導の 際の観点として、特に注意して確認・ 指導に努めます。

庁舎清掃等業務委託契約において、直接 物品費等の算定を誤り最低制限価格を高く 算定したことから、落札者とすべき者を失 格としたため、契約額が55万8,810円割高 となっていた。 (北見高等技術専門学院)

業務委託契約に係る予定価格の積算 及び最低制限価格の算定に当たっては、 関係法令等を遵守し、積算内容を十分 確認の上、適正な事務処理に努めます。

委託業務の予定価格の積算において、消 費税等相当額が含まれる旅費及び郵送料等 は、消費税等相当額を除算して積算する必 要があったが、これを含めた金額にさらに 消費税等相当額を加算したため、契約金額 が割高となっているものが、3部局で7件、 47万6,881円あった。

(事項数) (部局名) (金額) 上川総合振興局 3件 118,198円 十勝総合振興局 3件 87,240円 庁 1件 271,443円

委託業務の予定価格の積算に当たっ ては、関係法令等を遵守し、積算内容 を十分確認の上、適正な事務処理に努 めます。

(才) 委託契約において、契約保証金について は、過去2年間に地方公共団体等と種類及 び規模をほぼ同じくする契約を2回以上に わたって締結した実績があるなどの場合に は、その納付を免除することができること とされているが、当該免除要件に該当しな い者の契約保証金の納付を免除しているもの が、3部局で3件、36万4,770円相当あった。

教

(金 額) (部局名) (事項数) 渡島総合振興局 1件 100,170円 オホーツク総合振興局 1件 173,250円 業研 修 1件 91,350円

委託契約における契約保証金の免除 に当たっては、関係法令等を遵守し、 保証金の免除要件を十分確認の上、適 正な事務処理に努めます。

(力) 河川の立木伐採委託業務において、保安 林内の立木を伐採する場合は、森林法の規 定に基づき許可を受けなければならないが、 保安林の位置の確認を怠り、許可を受けず に伐採したため、賠償金として、1件、5万 7,568円の支出があった。(空知総合振興局)

立木伐採等の土木工事系委託業務に 当たっては、「設計書審査チェックシー ト」を作成し、「他機関との調整(国有 林・保安林)」が図られているかについ て、保安林及び鳥獣保護区の指定区域 図により、審査を行うとともに、「札幌 建設管理部トータルマネジメント委員 会(トータルマネージャー)」設置要綱 及び運用方針を改正し、立木伐採等の 土木工事系委託業務を新たに審議対象 に追加して、「他機関との調整」などの

発注前事前準備の状況を確認し、適正 な事務処理に努めます。

さらに、建設部において、全道治水 課長会議で保安林内における立木伐採 業務について注意を促すとともに、「北 海道建設部土木工事系委託業務担当要 領」を制定し、立木伐採等の土木工事 系委託業務の設計書作成要領を定めま

(‡) 委託業務に係る完了検査において、業務 完了に伴う委託料を支出負担行為をした年 度の予算により支出する場合には、完了検 査を当該年度内に行わなければならないが、 翌年度に完了検査を行っているものがあった。 (経済部、水産林務部)

委託業務の完了検査に当たっては、 契約条項及び関係法令等を遵守し、当 該年度内に完了検査を行い、適正な事 務処理に努めます。

(ク) 広域相談支援体制整備委託に係る事業の 執行においては、受託者から提出のあった 実績報告書及び収支精算書を審査の上、委 託料の額の確定を行わなければならないが、 これを行っていないものがあった。

(渡島総合振興局)

広域相談支援体制整備委託に係る委 託料の額の確定に当たっては、関係法 令等を遵守し、実績報告書などの関係 書類を審査の上、適正な事務処理に努 めます。

なお、本事業の額の確定を行い、当 該事業者に委託料の額の確定通知をし ました。

(ケ) 河川改修工事施設検討の業務委託契約に おいて、委託期間を延長する場合には、委 託期間内に変更契約を行わなければならな いが、委託期間の変更を決定していたにも かかわらず、当初の委託期間終了までに、 変更契約を行っていないものがあった。

(留萌振興局)

業務委託契約に係る変更契約に当た っては、契約条項及び関係法令等を導 守し、適切な時期に変更契約を行うと ともに、適正な事務処理に努めます。

なお、当該事項につきましては、変 更契約を行いました。

(1) タイヤの購入に伴い不用となった廃タイ ヤの処分に当たっては、法令上、排出事業 者である教育局が、自ら産業廃棄物収集運 搬業者等と委託契約を締結し、産業廃棄物 管理票を交付しなければならないが、タイ ヤ購入契約の相手方と廃タイヤの処分契約 を行い、これらを行わせていた。

(石狩教育局)

廃タイヤの処理に当たっては、関係 法令等を遵守するとともに、部内にお ける相互点検を徹底し、適正な事務処 理に努めます。

(サ) 地下オイルタンク清掃業務において、清 掃業者により集められた産業廃棄物である スラッジの運搬、処分については、法令上、 排出事業者である学校が、自ら産業廃棄物 収集運搬業者等と委託契約を締結し、産業 廃棄物管理票を交付しなければならないが、 清掃業務実施要領を誤って、清掃業者にご れらを行わせていた。(石狩翔陽高等学校)

産業廃棄物の処分等に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

《指導事項》

(7) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式 の公告において、あらかじめ参加資格を定 | に当たっては、関係法令等を遵守し、

委託契約に係るプロポーザルの公告

めるときは、暴力団関係事業者等でないこ となどを要件として参加資格の審査を行う こととされているが、暴力団関係事業者等 でないことを資格要件としていないなど資 格審査を適切に行っていないものがあった。

資格要件に遺漏がないよう、適正な事 務処理に努めます。

(イ) 委託契約に係る一般競争入札の資格の公 示及び公募型プロポーザル方式の公告にお いて、暴力団関係事業者等でないことや道 税を滞納している者でないことを参加資格 要件の一つとして定めているが、暴力団関 係事業者等でないことを誓約した書面の提 出等を求めることなく、資格審査を行ってい るものがあった。

委託契約に係る一般競争入札及び公 募型プロポーザル方式の参加資格要件 の審査に当たっては、関係法令等を遵 守し、資格要件を証するために必要な 書類を徴するなど、適正な事務処理に 努めます。

(ウ) 委託契約において、契約書には、契約の 相手方が暴力団関係事業者等に該当すると きは、道は契約を解除することができる旨 を記載するものとされているが、これを記 載していないものがあった。

委託契約に当たっては、関係法令等 を遵守し、適正な事務処理に努めます。

なお、平成25年9月分の契約締結から 委託契約書には、契約の相手方が暴力 団関係事業者等に該当するときは、道 は契約を解除することができる旨の条 項を記載しました。

(I)随意契約に係る契約保証金については、 過去2年間に地方公共団体等と種類及び規 模をほぼ同じくする契約を2回以上にわた って締結し、これらをすべて誠実に履行し た者である場合は、その納付を免除するこ とができることとなっているが、これらの 免除要件に該当することを確認しないまま、契 約保証金の納付を免除しているものがあった。

随意契約に係る契約保証金の免除に 当たっては、関係法令等を遵守し、保 証金の免除要件を十分確認の上、適正 な事務処理に努めます。

なお、未確認となっていた契約業者 については、契約保証金の免除要件に 該当していた者であることを確認しま した。

(オ) 業務委託契約において、契約を締結する 場合には契約保証金を納めさせなければな らないが、相手方から契約保証金が納付され る前に契約を締結しているものがあった。

業務委託契約の締結に当たっては、 関係法令等を遵守し、契約保証金の納 付について、契約の相手方への確認を 行うなど、適正な事務処理に努めます。

(カ) 委託業務の予定価格の積算において、諸経 費が含まれている汚水槽清掃に係る単価に、 さらに諸経費を加算したため、契約金額が割 高となっているものがあった。

委託業務の予定価格の積算に当たっ ては、関係法令等を遵守し、積算内容 を十分確認の上、適正な事務処理に努 めます。

(‡) 消防用設備保守点検業務委託に係る予定 価格の積算において、消火器の規格を誤っ たため、予定価格が過大となっているもの があった。

業務委託に係る予定価格の積算に当 たっては、関係法令等を遵守し、規格、 業務内容を十分確認の上、適正な事務 処理に努めます。

(1) 委託業務の予定価格の積算において、消 費税等相当額が含まれる旅費及び郵送料等 は、消費税等相当額を除算して積算する必 要があったが、これを含めた金額にさらに 消費税等相当額を加算したため、契約金額 が割高となっているものがあった。

委託業務の予定価格の積算に当たっ ては、関係法令等を遵守し、積算内容 を十分確認の上、適正な事務処理に努 めます。

(ケ) 工事に係る委託業務の最低制限価格の設

工事に係る委託業務の最低制限価格 定において、対象とする諸経費の額を誤っ | の算定に当たっては、関係法令等を遵| たことから、最低制限価格を低く算定して「守し、積算内容を十分確認の上、適正 いるものがあった。

な事務処理に努めます。

(1) 暖房業務委託契約において、業務内容の 変更に伴う契約金額の変更に当たり、業務 量を誤って積算したため、契約金額が割 高となっているものがあった。

暖房業務委託契約に係る契約金額の 変更に当たっては、積算内容を十分確 認の上、適正な事務処理に努めます。

(サ) ダム発電所保安管理業務委託契約におい て、受託者が委託業務の一部を再委託する 場合には、あらかじめ委託者が書面により 承諾することとされているが、再委託に当た って、この手続を行っていないものがあった。

委託業務の執行に当たっては、契約 書の条項を遵守し、適正な事務処理に 努めます。

なお、当該契約については、再委託 承諾願の提出を受け、承諾に係る事務 処理を行いました。

(シ) 庁舎等清掃業務委託契約において、委託 料の支出は、清掃作業結果を記載した作業 日誌などで履行確認後に行う必要があるが、 庁舎清掃のうち年2回行う定期清掃の一部 や特別清掃について、これに係る履行確認 を行わないまま委託料を支出しているもの があった。

庁舎等清掃業務委託契約に係る委託 料の支出に当たっては、受託者から提 出される報告書により業務の履行状況 を十分確認の上、適正な事務処理に努 めます。

(ス) 出先機関等清掃業務委託契約の履行確認 については、清掃作業結果を記載した業務 報告書などで行う必要があるが、業務報告 書の内容があらかじめ提示した内容と異な っているにもかかわらず、これを受理し、 履行確認したとしているものがあった。

業務委託契約の履行確認に当たって は、契約書の条項等を遵守し、適正な 事務処理に努めます。

また、受託者には、契約書添付の報 告書により清掃作業の確認及び報告を 指示し、各出先機関の確認者には、適 正な履行の確認を行うよう周知しまし た。

(セ) 校舎等環境整備業務の委託契約の履行確 認については、作業終了後に受託者が委託 学校長に提出した業務報告書により業務担 当者が行うこととなっているが、業務報告 書に定期的業務等について実施内容が報告さ れていないにもかかわらず、これに係る履行 を確認したとして、教育局長に報告している ものがあった。

校舎等環境整備業務委託契約に係る 履行の確認に当たっては、業務報告書 において、業務処理要領に定める業務 が実施されているか十分確認の上、適 正な事務処理に努めます。

《検討事項》

(7) 精神障害者地域生活支援事業委託業務の 執行において、受託者の人件費に係る年間 積算時間数と実績の時間数が大幅にかい離 していると認められることから、委託料の 適切な積算方法や精算方法等について、検 討する必要がある。

(保健福祉部に対する検討事項)

委託業務における委託料の積算に当 たっては、事業の実態を踏まえ、過去 の活動実績や収支計算書を参考とする ことはもとより、活動実態を踏まえた 適切な内容となるよう指導を行い、適 切な事務処理に努めます。

また、委託業務の実績報告時におけ る現地調査において、受託先の就業規 則や本委託業務の活動実績等に基づく 適切な額であることを業務日誌や活動 記録などにより確認するよう、周知徹 底しました。

(1) 緊急再就職訓練に係る委託業務の積算に 緊急再就職訓練に係る委託業務の積

おいて、学生1人1月当たりの訓練実施経 | 費は、個々の経費を積み上げて定めること とされているが、各学院においては、講師 手当等の単価に積算根拠が明確でないもの を用いたり、積算額に特段の理由もなく加 算を行うなどして、当該訓練実施経費を要 領の定める上限額としていることから、適 正な積算のあり方について、検討する必要 (経済部に対する検討事項) がある。

算に当たっては、各高等技術専門学院 の実態を調査し、適正な積算のあり方 について検討を行い、地域の市場価格 等に即した単価を使用するよう、各学 院に周知しました。

ウ その他の契約

《指摘事項》

(7) 物品の賃貸借契約において、年度開始前 に長期継続契約を締結する場合には、入札 等執行日及び契約締結日は、翌年度の歳出 予算の配当予定額を含む予算案が議会に提 案される予定日以後としなければならない が、それ以前に入札等を執行し契約を締結 しているものが、7件、391万1,852円あった。

(渡島総合振興局)

物品の賃貸借契約に係る年度開始前 に行う長期継続契約を締結する場合に 当たっては、関係法令等を遵守し、適 正な事務処理に努めます。

(イ) 自動車燃料の単価契約等に係る一般競争 入札の執行において、入札書の記載金額そ の他入札要件が確認できない入札などは無 効としなければならないが、有効な入札と認 められるものを無効としているものがあった。 (十勝総合振興局)

一般競争入札の執行に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な執行に努 めます。

《指導事項》

(7) 賃貸借契約等の一般競争入札の資格の公 示において、消費税及び地方消費税等を滞 納している者でないこと、申請しようとす る月の初日において引き続き1年以上その 事業を営んでいること及び暴力団関係事業 者等でないこと等の参加資格要件を定めて いるが、これらを証する書面の提出を求め ることなく、資格審査を行っているものが あった。

一般競争入札の参加資格要件の資格 審査に当たっては、関係法令等を遵守 し、資格要件を証するために必要な書 類を徴収するなど、適正な事務処理に 努めます。

(イ) 物品の購入に係る納品検査に当たっては、 検査員を指定し履行確認の検査を行わなけ ればならないが、検査員が納品検査をせず に検査調書を作成しているものがあった。

物品の購入に係る納品検査に当たっ ては、関係法令等を遵守し、適正な事 務処理に努めます。

(ウ) 物品の購入や物品修繕の納品検査におい て、検査員が履行確認のため検査を完了し たときは、物品購入決定書等の所定の欄に、 検査年月日を記載し、実際に検査を行った 検査員が記名、押印することとされている が、検査当日に在勤していない検査員が検 査を行ったとしているものや事実と異なる 日付を記載しているものがあった。

物品の購入や物品修繕の納品検査に 当たっては、関係法令等を遵守し、適 正な事務処理に努めます。

(I) 外壁補修工事に係る予定価格の積算にお いて、外壁材の処分費単価を誤ったことから、 | 及び工事完了検査に当たっては、契約 |

外壁補修工事に係る予定価格の積算

契約金額が割高となっているものがあった。 また、取り壊した外壁材を廃棄物として 搬出する前に工事完了検査を行っているも のがあった。

条項及び関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、工事内容を把握し、 適正な事務処理に努めます。

(オ) 自動車の賃貸借契約において、契約の適 正な履行を確保するために必要な監督又は 検査をすることとされているが、これを適 切に行わなかったことから、契約書で定め た付属品の新品への交換が行われていない ものがあった。

自動車の賃貸借契約に当たっては、 契約条項を遵守し、関係書類等を十分 確認の上、適正な履行の確保に努めま す。

なお、付属品については、新品に交換されました。

(力) 物品の修繕において、定期検査を完了した車両については、納品書を徴して、履行確認のための検査を行い、当該車両の引渡しを受けなければならないが、検査を行う前に、自動車運転命令により当該車両を使用させているものがあった。

物品の修繕に係る履行確認のための 検査に当たっては、関係法令等を遵守 し、適正な事務処理に努めます。

(**†**) バスの借上げに係る予定価格の積算において、適用する単価を誤ったことから、予定価格が過少となっているものがあった。

バスの借上げに係る予定価格の積算 に当たっては、積算の単価等を十分確 認の上、適正な事務処理に努めます。

(5) 財産に係る事項

ア 公有財産

《指導事項》

(7) 第一種普通財産の使用の承認を行うときは、あらかじめ、第一種普通財産使用承認申請書を提出させ、その内容を審査の上、使用を承認しなければならないが、使用開始後に提出された申請書に基づき承認したことから、貸付料の収納を遅延しているものがあった。

第一種普通財産の使用承認に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(イ) 自動販売機設置に係る教育財産の賃貸借契約に伴う電気料については、計量器による算定の都度、調定書により調定し、納入通知書を作成の上、借主に送付し徴収しなければならないが、これを行っていないものがあった。

教育財産の貸付けに係る加算料金の 徴収に当たっては、関係法令等を遵守 し、適正な事務処理に努めます。

(ウ) 複写機の設置に係る教育財産の使用許可 に伴う加算料金の徴収において、機器使用 電力量の算定に当たり、消費電力量や複写 時間等を誤ったことから、過少となってい るものがあった。 教育財産の使用許可に係る加算料金の算定に当たっては、設置している機種の仕様を確認し、適正な事務処理に努めます。

(I) 教育財産の使用許可において、高等学校 の体育館を他の団体へ使用させているが、 当該使用に係る許可手続が行われていない ことから、加算料金を徴していないものが あった。 道立学校の施設開放に係る教育財産の使用許可に当たっては、「道立学校における施設開放事業実施要項(準則)」に基づき、適正な事務処理に努めます。

《検討事項》

教育財産の使用許可に係る使用料を 免除する場合の事務取扱方法について は、通知等により明確にし、適正な事 務処理に努めます。

イ 物品

《指摘事項》

(7) 公用車等物品の損傷が発生し、修繕費用として、 6 部局で10件、114万5,449円の支出があった。

(部局名) (事項数) (金 額) 空知総合振興局 1件 55,272円 胆振総合振興局 1件 89,806円 渡島総合振興局 1件 385,911円 察 本 2件 196,560円 部 中央警察署 3件 250,740円 西 察 署 2件 167, 160円 物品の管理及び使用に当たっては、 損傷等が発生することがないよう、職 員に注意を喚起し、再発防止に努めま す。

(イ) 工事発生材の亡失により、2部局で2件、 28万9,100円相当の損失があった。

(部局名) (事項数) (金 額) 空 知 総 合 振 興 局 1件 183,600円 釧 路 総 合 振 興 局 1件 105,500円 工事発生材の管理に当たっては、厳 正な管理等を図るため、会議等におい て物品の適正な保管及び管理について 周知するとともに、関係法令等を遵守 し、早期に売り払いを行うなど、適正 な管理に努めます。

《指導事項》

(7) 物品の管理において、委託契約に係る業務処理に伴い受託者から引渡しを受けた成果品のうち、当該成果品の性質上物品として管理する必要があるものについては、生産物として受入決定を行い、物品として管理することとされているが、成果品として提出されたパンフレット等について、この事務を行っていないものがあった。

物品の管理に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な事務処理に努めま す。

なお、当該物品については、受入決 定しました。

(4) 物品管理者は、道の委託契約に基づき、 契約の相手方に対し物品を供与しようとす るときは、物品払出決定書により当該物品 の払出しの決定等を行うこととされている が、これを行っていないものがあった。 委託契約に係る物品の供与に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事 務処理に努めます。

(ウ) 道の使用のため借り入れた物品については、道有備品に準じて管理をすることとなっているが、受入決定等の管理事務を行っていないものがあった。

また、当該物品を業務委託契約に基づき 受託者に供与しているが、払出決定等の供 与事務を行っていないものがあった。 借入物品の管理及び供与に当たって は、関係法令等を遵守し、物品の受入 決定及び払出決定を行うなど、適正な 事務処理に努めます。 (I) 物品を売り払うときは、物品の不用決定 をし、物品売払決定書を作成しなければな らないが、これらを行わずに売り払ってい るものがあった。

物品の売り払いに当たっては、関係 法令等を遵守し、適正な事務処理に努 めます。

(オ) 郵便切手類の払出しを受けた物品供用員 又は物品使用者は、受払簿等により受払い の記録を行うこととされているが、郵便は がきについて、これを行っていないものが あった。

郵便はがきの管理に当たっては、関係法令等を遵守し、郵便切手と同様に 受払簿を作成し、適正な事務処理に努 めます。

なお、未作成となっていた受払簿を 作成し、記録管理を行いました。

(**カ**) 公用車のホイールキャップを紛失し、新たに購入しているものがあった。

物品の管理及び使用に当たっては、 部品等の紛失等が発生することがない よう、職員に注意を喚起し、再発防止 に努めます。

(‡) 公用車の管理において、運転者は、運行終了後は自動車を点検し、管理等を行う職員は常に良好な状態で保管しなければならないが、損傷があった時点で報告がされておらず、リース車両の契約期間終了直前まで損傷の状況を把握していなかったことから、返却に際し多額の修繕費用を支出しているものがあった。

公用車の維持管理に当たっては、日頃から点検等の徹底を図り、適切な管理に努めます。

(ク) 危険薬品について、管理換又は保管換により適切な処理をすることができないと認めるときは、物品不用決定書によりその不用の決定をするものとされているが、これを行っていないものがあった。

不要となった危険薬品の廃棄に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(ケ) 劇物の管理において、毒劇物等の物品使用者は、受払簿等を備え付けて当該毒劇物等の使用内容を明らかにしておくこととされているが、これを行っていないものがあった。

劇物の管理に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な事務処理に努めま す

なお、今回記録管理を行っていなかった劇物については、廃棄処分としました。

(1) 毒劇物の管理において、毒劇物等の物品 使用者は、受払簿等を備え付けて当該毒劇 物等の使用内容を明らかにしておくことと されているが、設備維持管理に用いる薬剤 のうち劇物に該当するものについて、これ を行っていないものがあった。 毒劇物の管理に当たっては、関係法 令等を遵守し、適正な事務処理に努め ます。

なお、当該洗浄剤については、関係 法令等に基づき、適正に保管・管理す るよう周知徹底しました。

(6) 工事(技術)に係る事項

ア計画

《指摘事項》

道路改良工事において、車両の路外逸脱を防止する防護柵は、道路の供用開始前に施工する必要があるが、ガードケーブルの支柱のみを設置し、次年度にケーブルを設置することとして、供用を開始していることから、通

工事の実施計画策定に当たっては、 安全対策の工事内容を十分確認するよ う関係職員を指導し、適切な施工に努 めます。

なお、防護柵については、平成25年

行車両が路外へ逸脱する危険があり、防護柵 | 度工事で設置しました。 の施工時期が不適切であった。

(空知総合振興局)

イ 設計

《指摘事項》

河川改修工事において、河川断面の設計に 当たり、掘削深さは、河川管理施設等構造令 に基づき、橋脚基礎の上面以上で設計しなけ ればならないが、改修工事区間に架かってい る国道橋の構造等による設計条件の検討を行 わず、橋脚基礎の上面より下で設計していた。 (十勝総合振興局)

工事の設計に当たっては、設計条件 を十分検討した設計となるよう関係職 員を指導し、適切な設計に努めます。

なお、指摘された箇所については、 設計変更により不施工とし、平成25年 度に、国道橋の構造等による設計条件 の検討を行い、適切に対処しました。

ウ 積算

《指摘事項》

(7) 道路工事において、橋梁下部工の積算に 当たり、土砂を掘削し、埋戻す場合には、 仮置きが可能な場所までの往復運搬費等を 計上しなければならないが、これを計上し なかったことから、設計金額が1,598万1,000 円過少となっていた。 (釧路総合振興局)

工事の積算に当たっては、現地条件 を十分把握し、的確な積算となるよう 関係職員を指導し、適切な積算に努め ます。

なお、当該工事については、設計変 更により是正しました。

(イ) 河川工事において、水路工の積算に当た り、コンクリート製トラフの単価で積算し なければならないところ、土中埋設用のコ ンクリート製函渠の単価で積算したため、 設計金額が908万2,500円過大となっており、 契約金額が53万3,500円割高となっていた。 (上川総合振興局)

工事の積算に係る単価の使用に当た っては、資材規格を十分確認するよう 関係職員を指導し、適切な積算に努め ます。

なお、当該工事については、設計変 更により是正しました。

(ウ) 治山工事において、土工の積算に当たり、 法切工と土留工に係る切土量及び盛土量を 一部重複して計上したことや防砂マットの 数量を必要以上に算定したため、設計金額 が18万9,000円過大となっており、契約金額 が15万6,450円割高となっていた。

工事の積算に当たっては、設計図書 等を十分確認するよう関係職員を指導 し、適切な積算に努めます。

(後志総合振興局)

《指導事項》

(7) 農地整備工事において、用水路の盛土法 面整形費の積算に当たり、新たな盛土の法 面部を削り取って整形する場合は、削り取 り整形歩掛りにより積算しなければならな いが、既存の盛土に土を張り付けて法面部 を整形する歩掛りで積算したため、設計金 額が過大となっているものがあった。

工事の積算に当たっては、施工内容 に応じた積算となっているか十分確認 するよう関係職員を指導し、適切な積 算に努めます。

(イ) 道路改良工事において、工作物の積算に 当たり、必要な土砂掘削費や土砂埋戻し費 を計上しなかったため、設計金額が過少と なっているものがあった。

工事の積算に当たっては、積算内容 を十分確認するよう関係職員を指導し、 適切な積算に努めます。

(ウ) 道路改良工事において、凍上抑制層 注)

工事の設計変更に係る積算に当たっ

の積算に当たり、コンクリート再生骨材で 積算していたが、再生骨材の供給量が確保 できないため設計変更する場合は、天然骨 材のうち最も経済的なもので変更しなけれ ばならないところ、高価な切込砂利で積算 したため、設計金額が過大となっているも のがあった。

ては、設計条件を十分確認の上、経済 的な積算となるよう関係職員を指導し、 適切な積算に努めます。

- 注) 凍上抑制層とは、凍結防止のために、路床を凍上を起こしにくい材料で置き換えした部分のこと。
- (I) 漁港整備工事において、浚渫土砂 注)に 固化剤を混合する積算に当たり、適用でき る歩掛りがない場合には、見積書を徴する などにより新たな歩掛りを策定しなければ ならないが、これを行わず、施工内容と異 なる安定処理工の歩掛りで積算しているも のがあった。

工事の積算に当たっては、歩掛の適 用及び施工条件に十分留意した積算と なるよう関係職員を指導し、適切な積 算に努めます。

- 注) 浚渫土砂とは、港湾・河川等の底面に堆積した 土砂等をさらって取り去った土砂のこと。
- (オ) 急傾斜地の災害防止工事において、斜面の土砂掘削工の積算に当たり、土砂を全て人力で掘削する積算としていたが、一部の土砂は斜面上部から機械による掘削が可能であったため、設計金額が過大となっているものがあった。

工事の積算に当たっては、現場条件 を十分確認するよう関係職員を指導し、 適切な積算に努めます。

(カ) 砂防工事において、矢板打込み費の積算に当たり、矢板を河川の両岸それぞれで打込む場合は、矢板圧入引抜機の据付解体回数を2回としなければならないが、1回としたため、設計金額が過少となっているものがあった。

工事の積算に当たっては、積算基準の内容を十分に確認するよう関係職員 を指導し、適切な積算に努めます。

(‡) 道路改良工事において、舗装工の積算に当たり、車道の舗装幅は1.4mであり、かつ機械施工が可能であることから、機械施工の歩掛りを適用しなければならないところ、誤って人力施工の歩掛りで積算したため、設計金額が過大となっているものがあった。

工事の積算に当たっては、歩掛りの 適用に十分留意した積算となるよう関 係職員を指導し、適切な積算に努めま す。

なお、当該工事については、設計変 更により是正しました。

(ケ) 農地整備工事において、用水路の土工の 積算に当たり、掘削残土の一部は次年度以 降の整地工に使用することとして、用水路 横に仮置きしていたが、必要のない残土処 理のためのダンプトラックによる運搬費を 計上したため、設計金額が過大となってい るものがあった。 工事の積算に当たっては、工事内容 に十分留意した積算となるよう関係職 員を指導し、適切な積算に努めます。

なお、当該工事については、設計変 更により是正しました。

(ケ) 草地整備工事において、牛舎及び堆肥舎 の積算に当たり、仮設電力費は共通仮設費 率に含まれているにもかかわらず、誤って 積み上げ加算したため、設計金額が過大と なっているものがあった。

工事の積算に当たっては、積算内容を十分確認するよう関係職員を指導し、 適切な積算に努めます。

なお、当該工事については、設計変 更により是正しました。

(1) 砂防工事において、鋼製枠えん堤工の積

工事の積算に当たっては、歩掛の適

算に当たり、鋼製の枠組の中に石材を詰め る施工費は、現場発生土砂から選別した100 ~300mmの玉石を詰め石として流用すると していることから、見積りを徴し、新たな 歩掛りを策定して積算しなければならない が、詰め石の寸法が150~300mm程度の石 材を用いる標準歩掛で積算しているものが あった。

用及び施工条件に十分留意した積算と なるよう関係職員を指導し、適切な積 算に努めます。

(サ) 河川工事において、仮設工の積算に当た り、仮締切り 注1) に使用する大型土のうの 数量は、2段積みの設計に対応する個数とし なければならないが、1段積みの個数によ り積算したため、設計金額が過少となって いるものがあった。

工事の積算に当たっては、現場条件 を十分確認し、設計数量や積算基準の 確認を十分に行うよう関係職員を指導 し、適切な積算に努めます。

また、土砂運搬費の積算に当たり、運搬 距離が短いことなどから、運搬車両に不整 地運搬車 ^{注2)} を使用する運搬として積算し なければならないが、ダンプトラックによ る運搬として積算したため、設計金額が過 大となっているものがあった。

- 注1) 仮締切りとは、河川など水中に構造物を造る ときに、内部を排水するために、壁等で仕切っ て囲む仮設工のこと。
- 不整地運搬車とは、不整地で荷物等を運搬す るための特殊車両のこと。
- (シ) 客土工事において、客入土を敷均しする 放下整理工の積算に当たり、客入土を幅4 m、厚さ50cmの帯状に盛り均したのちに 分散する場合は、標準歩掛りと施工条件が 異なることから、見積りを徴するなどして 新たに歩掛りを策定して積算しなければな らないが、ダンプトラックで小山状態に放 下した客土を均等に分散する歩掛りで積算 しているものがあった。

工事の積算に当たっては、歩掛りと 施工条件の整合に十分留意した積算と なるよう関係職員を指導し、適切な積 算に努めます。

なお、平成25年度に施工実態調査を 実施し、作業歩掛の解析を行った結果、 標準歩掛値に対して大きな乖離がなか ったことから、客土材をほ場に帯状配 置した場合にあっても、標準歩掛を準 用することとしました。

(λ) 農業排水路工事において、多自然型護岸 工の積算に当たり、護岸面積等の数量は実 延長により算出しなければならないが、工 事起点と終点の測点の差を積算延長として 算出したため、設計金額が過大となってい るものがあった。

工事の積算に当たっては、工事内容 と積算基準を十分確認するよう関係職 員を指導し、適切な積算に努めます。

なお、当該工事については、設計変 更により是正しました。

(セ) 河川改修工事において、土砂運搬工の積 算に当たり、ダンプトラックによる運搬費 は、現場条件に応じて、運搬距離が0.3km 以下の砂利道等に適用する歩掛りで積算し なければならないが、誤って0.5km以下の 舗装道路等に適用する歩掛りで積算したため、 設計金額が過大となっているものがあった。

工事の積算に当たっては、現場条件 を十分確認し、工事内容と積算基準の 整合を十分確認するよう関係職員を指 導し、適切な積算に努めます。

なお、当該工事については、設計変 更により是正しました。

(ソ) 河川工事において、締切り工の積算に当 たり、鋼矢板を打込み、引抜くための圧入 引抜機の据付解体回数は、打込み時と引抜 | なるよう関係職員を指導し、適切な積 |

工事の積算に当たっては、積算基準 及び歩掛の適用に十分留意した積算と

き時の2回としなければならないが、誤っ て4回としたため、設計金額が過大となっ ているものがあった。

また、大型土のうを製作した場所から設 置場所へ運搬する運搬車に積込む費用は、 見積りを徴して策定した単価などで積算し なければならないが、土のうを据付ける歩 掛りで積算したため、設計金額が過大とな っているものがあった。

算に努めます。

なお、当該工事については、設計変 更により是正しました。

工 施工

《指摘事項》

農業用水管路工事において、掘削して配水 管を敷設するに当たり、掘削法面が、土質に 応じた標準の床堀勾配より急な場合は、地山 が崩壊するおそれがあるため、作業員を溝内 に立入らせてはならないが、作業員を立入ら せており、作業員に対する安全管理が不適切 であった。 (上川総合振興局)

工事の施工に当たっては、関係法令 等を遵守し、安全管理を十分に行うよ う関係職員及び受注者を指導し、適切 な施工に努めます。

なお、指摘された箇所については、 直ちに土質に応じた標準の床堀勾配で 掘削をして、安全性を確認しました。

《指導事項》

(7) 道路改良工事において、横断排水路のふ とんかごの施工に当たり、中詰材は、網目 より大きな $15\sim25$ c mの石材を使用しなけ ればならないが、10~15 c mの石材を使用 しており、網目より小さい一部の石材が流 出するおそれがあった。

工事の施工に当たっては、共通仕様 書に基づき施工するよう関係職員を指 導し、適切な施工に努めます。

なお、指導された箇所については、 補修工事を行い改善しました。

(イ) 道路改良工事において、海岸に設置する 消波ブロックの施工に当たり、ブロック設 置面の高さが設計図書と一致しない場合は、 工事監督員の確認を求めなければならない が、これを行わず施工したことから、ブロ ック設置面が高い区間で、消波ブロックが 出来形管理基準を超えた高さで設置されてお り、出来形の一部に適切でないものがあった。

工事の施工に当たっては、現地と設 計図書の整合を十分確認し、施工管理 基準に基づき必要な施工管理を行うよ う関係職員を指導し、適切な施工に努 めます。

(ウ) 治山工事において、魚道工の施工に当た り、足場には、作業員の墜落を防止するた めの交さ筋交い 注1) 及び幅木 注2) を設置し なければならないが、一部に設置しておらず、 足場工の安全管理が不十分なものがあった。

- 筋交いとは、足場の支柱の間に斜めに入れて 足場の構造を補強する部材のこと。
- 幅木とは、足場の通路の隙間からの墜落事故 注2) や物の落下事故を防止するために通路の両側に 設置する板等の部材のこと。

工事の施工に当たっては、関係基準 等に基づき安全確保のための対策等を 十分に行うよう関係職員を指導し、適 切な安全管理に努めます。

才 事務処理

《指導事項》

(7) 道路防災工事において、私有地を消波ブ ロック製作・保管ヤードとして施工者に使 用させるに当たり、あらかじめ地権者と土 地借用に関する書面を取り交わす必要があ | 取り交わすよう関係職員を指導し、適

工事で私有地を使用する場合に当た っては、関係法令等を遵守し、あらか じめ地権者と土地借用に関する書面を

ったが、これを行っていないものがあった。

正な事務処理に努めます。

(4) 農業用水路工事において、市道に横断函 渠を埋設するに当たり、道路法に基づいて、 道路管理者に申請を行い、道路の占用にか かる許可を受けるべきところ、必要な手続 を行っていないものがあった。 工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、必要な手続きを行うよう 関係職員を指導し、適正な事務処理に 努めます。

なお、道路の占用にかかる許可については、手続きを行いました。

(ウ) 河川改修工事において、私有地を工事用 仮設道路として施工者に使用させるに当た り、あらかじめ地権者と土地借用に関する 書面を取り交わして、その使用条件等を特 記仕様書に明示する必要があるが、これを 行っていないものがあった。

工事で私有地を使用する場合に当たっては、関係規程等を遵守し、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わすとともに、関係書類を整備するよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。

(I) 農地海岸保全工事において、作業船への 離岸提ブロックの積込ヤードとして使用す るため、道が管理する漁港区域等に盛土等 を行うに当たっては、あらかじめ管理者に 協議しなければならないが、これを行って いないものがあった。 工事の実施に伴う事務処理に当たっては、関係法令等を遵守し、あらかじめ関係機関と協議等を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。

(オ) 漁港整備工事において、私有地を被覆ブロック製作・保管ヤードとして施工者に使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わす必要があったが、これを行っていないものがあった。

工事で私有地を使用する場合に当たっては、関係法令等を遵守し、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わすよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。

(カ) 漁港整備工事において、コンクリートブロックを製作後、海岸に据付けるに当たり、施工部分が水中に没することにより、完成検査時に行う出来形、品質の確認が著しく困難となるため、ブロック据付け前に中間検査を実施しなければならないが、これを行っていないものがあった。

漁港整備工事におけるコンクリートブロックの中間検査に当たっては、中間検査実施基準に基づき適切な中間検査を実施するよう関係職員を指導し、適切な工事の施工に努めます。

(‡) 橋梁補修工事において、橋脚補修工を施工するため、道が管理する漁港区域内の水域に仮桟橋を設置し、漁港施設に敷鉄板を敷設するに当たっては、あらかじめ漁港管理者に協議等しなければならないが、これを行っていないものがあった。

工事の実施に伴う事務処理に当たっては、関係法令等を遵守し、あらかじめ関係機関と協議等を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。

カ その他

《指導事項》

(7) 道路改良工事において、すき取り土等を、仮置ヤードに保管するに当たり、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、保管期間、目的等を明記した看板を設置する必要があり、また、当該工事で利用できない場合のすき取り土は、関係市町村との協議が必要であったが、これらを行っておらず管理が適切でないものがあった。

道路改良工事において、すき取り土 等を一時保管するに当たっては、建設 副産物適正処理マニュアルに基づき適 正に管理するよう関係職員を指導し、 適正な管理に努めます。 (イ) 道路改良工事において、すき取り土等を、 仮置ヤードに一時保管するに当たり、建設 副産物適正処理マニュアルに基づき、保管 期間、目的等を明記した看板を設置する必 要があったが、これを行っておらず管理が 適切でないものがあった。

道路改良工事において、すき取り土 等を一時保管するに当たっては、建設 副産物適正処理マニュアルに基づき適 正に管理するよう関係職員を指導し、 適正な管理に努めます。

(ウ) 河川改修工事において、再使用ができな い既設の連節ブロックの一部をかごマット の中詰め材に再生利用する場合、連結線と ブロックに分別解体するための取外し費用 を計上するとともに、特記仕様書に連結線 の処理方法を明示する必要があるが、これ らを行っていないものがあった。

河川改修工事における建設副産物の 処理に当たっては、施工条件を十分検 討するよう関係職員を指導し、適切な 積算及び事務処理に努めます。

(I) 農道改良工事において、路盤工の設計に 当たり、現場から40km以内に再資源化施 設がある場合は、建設副産物適正処理マニ ュアルに基づき、再資源化施設による供給 の可否にかかわらず、路盤材料等にコンク リート再生骨材を使用することとされてい るが、天然骨材を使用することとしている ものがあった。

工事の設計に当たっては、建設副産 物適正処理マニュアルに基づいた設計 となるよう関係職員を指導し、適正な 設計に努めます。

(才) 河川改修工事において、建設発生土につ いては、建設副産物適正処理マニュアルに 基づき、建設管理部内での利用を積極的に 行い、建設管理部内で調整できないものは、 国等の機関で構成する地域建設副産物対策 連絡協議会での利用の調整等を図ることと されているが、これを行わずに処分してい るものがあった。

河川改修工事で発生する建設発生土 の利用調整に当たっては、建設副産物 適正処理マニュアル等に基づき、適切 な利用調整等を行うよう関係職員を指 導し、適正な事務処理に努めます。

《検討事項》

道路工事において、工事で発生する建設発 生土については、建設管理部内での利用を積 極的に行い、建設管理部内で調整できないも のは、国、道などの機関で構成される地域建 設副産物対策連絡協議会での利用の調整を図 ることとされているが、これを行っていない ものが複数見受けられた。

建設部では、協議会での利用の調整等につ いて、建設管理部へ通知してきたが、部内に おける協議会との連絡調整や情報の登録に関 する仕組みが不十分であることから、仕組み に関する適切な取扱いについて、検討する必 要がある。 (建設部に対する検討事項)

工事で発生する建設発生土の利用調 整に当たっては、建設管理部内におけ る協議会との連絡調整や情報の登録の 仕組みに関する適切な取扱いについて 検討した結果、建設管理部における土 砂バンク担当者を明確に決めて協議会 へ通知したことで、協議会との連絡調 整を容易にかつ緊密に行えるようにし ました。

また、土砂バンクを利用して建設発 生土の有効活用を一層図るよう、土砂 バンクの登録運用に関する資料を作成 し配付するなどして、建設管理部担当 職員へ改めて周知しました。

5 経営に係る事業の管理について是正又は改 善を求めたもの

《指摘事項》

北海道競馬の経営は、「北海道競馬推進プラ ン」に基づき、インターネット発売や共同馬レン」を着実に推進し、安定した収支構

平成25年度は「北海道競馬推進プラ

券発売システムの運用などによる売上げの拡大や開催経費等の節減に努めているところであるが、収支の差引き不足額が3億9,206万円となっており、累計の借入金も242億4,375万円と依然として多額となっていることから、引き続き経営の改善を図る必要がある。

(農政部)

造の確立に向け、魅力ある番組づくり や首都圏等へのレース情報の提供など により、道外発売やインターネット発 売の拡大を図るとともに、JRAとの 相互発売の効果的な実施により徹底し た収益確保に努めます。

具体的な取組については、次のとおりです。

「発売対策]

- ① 道内場外発売体制の充実・強化。
- ② 調教用坂路を活かした強い馬づくりの推進と魅力ある番組づくり。
- ③ 全国スポーツ紙の関東版・関西版への出稿などレース情報の積極的な発信。
- ④ JRAのネット投票システムを活用したホッカイドウ競馬発売の拡大。
- ⑤ 場外発売所AibaにおけるJR A馬券の発売。
- ⑥ 全国共通の共同馬券発売システム を活用した他場発売の拡大。

6 交通事故等が発生しているもの

(1) 公用車の交通事故

《指摘事項》

賠償金及び修繕費用等が1件、100万円以上 の支出があるもの

公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、4部局で20件、822万212 円の支出があった。

(部局名) (事項数) (金 額) 石 狩 振 興 局 4件 1,557,998円 上川総合振興局 6件 3,914,076円 オホーツク総合振興局 7件 1,287,443円 釧路総合振興局 3件 1,460,695円

また、全損により、2部局で2件、残存価格151万8,251円の廃車があった。

(部局名) (事項数) (金 額) 石 狩 振 興 局 1件 493,500円 オホーツク総合振興局 1件 1,024,751円

なお、これらの交通事故のうち、リース車両の事故において、契約の相手方との十分な協議や費用の検討を行わずに、同車両の残存価格を超える金額で修繕を行ったものが、1部局で1件あった。 (上川総合振興局)

公用車による交通事故が発生し、賠償金及 び修繕費用等として、109件、3,680万5,390円の 支出があった。 (警察本部) 公用車による交通事故の対策については、交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達などで注意を喚起するとともに、交通事故の発生状況を分析して、各職場に周知し、職場研修の実施に取り組んでいます。

また、事故を起こした職員に対して も、その責任を明らかにし、厳正な処 分を行うなど、強く反省を促し、交通 事故防止について職場ぐるみでの取り 組みを強化しています。

今後とも引き続き、あらゆる機会を 通じて職員に注意を喚起するとともに、 職員の交通安全に対する意識の高揚を 図り、交通事故の防止について一層努 めます。

公用車の交通事故防止については、 職員に対する教養や資料等の発出など、 各種施策を講じ、その徹底を図ってい るところですが、今後一層の安全確認 の徹底、運転技術の向上、事故防止意

	識の高揚を図り、事故の防止に努めます。
(指導事項》 賠償金及び修繕費用等が1件、10万円以上 の支出があるもの 公用車による交通事故が発生し、賠償金及 び修繕費用等として、13部局で35件、972 万2,911円の支出があった。 (部局名) (事項数) (金 額) 総合振興局等全13部局 35件 9,722,911円	い保も、取の対策にの記されて、取の対策を対策を対策を対した。 では、通道を対して、取りを対して、ののがででででででででででででででででででででででででででででででででででで
(2) その他行政事故等	
《指摘事項》 ア 高等学校柔道部の合同合宿での練習試合に おいて、傷害事故が発生し、賠償金として、1 件、1億3,931万8,808円の支出があった。 (教育庁)	生徒の部活動中における事故防止に 当たっては、学校への指導通知、教職 員研修での指導等により周知徹底を図 り、安全管理の徹底に努めます。
イ 職務執行中に行政事故が発生し、賠償金として、6件、1,419万8,485円の支出があった。 (警察本部)	職務執行中における行政事故防止については、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。
ウ 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、 賠償金として、5件、205万5,205円の支出が あった。 (警察本部)	施設の管理瑕疵による事故防止については、確実な点検による早期の状況 把握や予防措置を徹底し、事故の防止に努めます。
《指導事項》 ア 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、 賠償金を支出しているものがあった。	施設の管理瑕疵による事故防止に当 たっては、関係課と協議しながら適切 な管理に努め、事故の防止に努めます。
イ 漁港道路の排水溝の管理瑕疵により物損事故 が発生し、賠償金を支出しているものがあった。	漁港道路の管理に当たっては、漁港 パトロール等による不具合の早期発見、 早期補修を徹底し、事故の防止に努め ます。
ウ 河川の管理瑕疵により物損事故が発生し、 賠償金を支出しているものがあった。	河川の管理瑕疵による事故防止に当 たっては、点検の強化による早期の状 況把握及び対応を徹底することにより、

事故の防止に努めます。 なお、平成24年度において、札幌建 設管理部管内の河川について河畔林の 緊急調査を行い、樹木の繁茂状況等の 確認を行うとともに、今回倒木事故の あった河川については危険木判定を行 い、危険木と判定した樹木を伐採しま した。 エ 共通乗車券 (タクシーチケット) の亡失事 共涌乗車券 (タクシーチケット) の 取扱いに当たっては、関係会計法令等 故が発生し、券片1枚を紛失しているものが を遵守し、適正な管理に努めます。 あった。 オ 灯油漏洩事故が発生し、処理費用等の損害 学校施設等の維持管理に当たっては、 日常点検等の実施や火災防止通知等に があった。 より徹底を図り、適切な管理に努めま す。 7 その他是正又は改善を求めたもの 《指摘事項》 (1) 公衆浴場営業不許可処分に係る損害賠償 公衆浴場営業許可等の事務処理に当た っては、関係法令等を遵守し、適正な 請求があり、示談の結果、賠償金として、1 件、2,657万2,967円の支出があった。 事務処理に努めます。 (保健福祉部) (2) 身体障害者手帳の交付において、身体障 身体障害者手帳発行等の事務処理に 害者手帳発行システムの不具合を認識して 当たっては、システムの改修等必要な いたにもかかわらず、長期間、改善を行う 措置を行い、適正な事務処理に努めま などの必要な措置を行わず、誤った障害種 別で認定した身体障害者手帳を交付したた め、相手方に損害が生じ、賠償金として、5 件、4万5,610円の支出があった。 (保健福祉部) 単価契約の決定に当たっては、関係 (3) 単価契約を行う専決権限を有する職につ いては、空知総合振興局事務決裁細則で定 法令等を遵守し、専決権限を十分確認 められているが、複写機の保守サービス等 の上、適正な事務処理に努めます。 に係る単価契約に関して、権限を有しない 者が専決しているものがあった。 (空知総合振興局) (4) 証人等に旅行を依頼し、及び証人等に支 証人等に対する旅行の依頼及び証人 等に支給する旅費の承認に当たっては、 給する旅費を承認する権限を有する職につ いては、留萌振興局事務決裁細則で定めら 関係法令等を遵守し、専決権限を十分 れているが、権限を有しない者が専決して 確認の上、適正な事務処理に努めます。 いるものが、2件あった。 (留萌振興局) (5) 臨時職員を任用する権限を有する者につ 臨時職員の任用決定に当たっては、 いては、オホーツク総合振興局事務決裁細 関係法令等を遵守し、専決権限を十分 則で定められているが、権限を有しない者 確認の上、適正な事務処理に努めます。 が専決しているものが、3件あった。 (オホーツク総合振興局) 支出負担行為の専決権限を有する職及び 支出負担行為等の決定に当たっては、 (6) 上限額等については、オホーツク総合振興 | 関係法令等を遵守し、専決権限を有す 局事務決裁細則で定められているが、議会 の議決を要する契約に係る支出負担行為な どに関して、権限を有しない者が専決して いるものが、2件あった。

(オホーツク総合振興局)

る職及び上限額を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

(7) 支出負担行為の専決権限を有する職及び 上限額については、十勝総合振興局事務決 裁細則で定められているが、公有財産の取 得に係る支出負担行為に関して、権限を有 しない者が専決しているものがあった。 支出負担行為等の決定に当たっては、 関係法令等を遵守し、専決権限を有す る職及び上限額を十分確認の上、適正 な事務処理に努めます。

(十勝総合振興局)

(8) 支出負担行為の専決権限を有する職及び 上限額については、北海道立漁業研修所事 務決裁細則で定められているが、負担金や 役務費の支出に関して、権限を有しない者 が専決しているものがあった。 支出負担行為等の決定に当たっては、 関係法令等を遵守し、専決権限を有す る職及び上限額を十分確認の上、適正 な事務処理に努めます。

(漁業研修所)

《指導事項》

(1) 資金前渡員は、毎月、前渡資金出納計算書を作成し、支出命令者を経て、翌月末日までに、会計管理者に提出しなければならないが、これを作成していないものがあった。

前渡資金の支出事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に 努めます。

(2) 収入証紙の取扱いについて、部局長は、 毎年3月31日において、検査員を定めて、 その所掌する事務に係る収入証紙の取扱状 況を検査しなければならないが、これを行 っていないものがあった。

収入証紙の取扱状況の検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

《検討事項》

道立養護学校分校教頭の支出負担行為に関する権限については、各養護学校の策定した分校教頭専決規程等において、道立養護学校のでは、教育庁において、道立養護学校といるが、教育庁において、道立養護学ではおける財務事務等の取扱いを変更しておらず、各分校では、当該規程等に定めがないにもかからず、分校教頭が、需用費や役務費等の支出に関して、専決していることから、分校教頭の専決規程のあり方について、検討する必要がある。

養護学校分校における支出負担行為 に当たっては、「道立学校の維持及び運 営に係る経費に関する教育局事務決裁 規程(準則)」を改正し、養護学校分校 教頭の支出負担行為権限を専決事項と して明らかにすることとしました。

(教育庁に対する検討事項)

2 公営企業会計

監 査 報 告 の 内 容	講	じ	た	措	置
1 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの					
(1) 収入に係る事項					
《指導事項》 医業未収金について、滞納金を指定期限後 に収納したときには、延滞金の仮調定を行い、 未収金整理簿に確定年月日及び確定額を記入 することとされているが、これが行われてい ないものがあった。	滞金の仮調	定、ラ 定額の れ等の	未収金 り記入し	整理簿こつい	した際の延 への確定年 ては、定期 、再発防止
(2) 支出に係る事項					
アー族費					
《指摘事項》 赴任旅費の支給において、扶養親族でない者を扶養親族移転料の支給対象としたことから、過払いとなっているものが、1件、11万7,106円あった。 また、赴任者と扶養親族が1台の自動車を使用し赴任に伴う旅行を行った場合、扶養親族移転料を調整して支給しなければならないが、この調整を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1件、9,910円あった。(羽幌病院)	関係書類を 局が開催す 加する理解の に努めます	十分がし、人のでは、人のでは、人のでは、人のでは、人のでは、人のでは、人のでは、人のでは	確認する 務事務し 旅費し を図り、	る と 係 る 関 正 関 正	
《指導事項》 赴任旅費の支出において、特段の理由もなく 支出事務が遅延しているものがあった。	が遅延しな	いように、神	う速や7	かに事 で確認	、支出事務 務処理を進 処理するな ナ。
《検討事項》 診療業務応援に伴う医師等の旅費の調整については、宿泊施設等を利用した場合、宿泊料を徴するか否かにかかわらず、滞在日数により日額が一律に定められているが、宿泊料を徴しない医師宿舎を利用した場合と宿泊料を徴する宿泊施設等を利用した場合において同じ日額を支給することは、旅費の支給の適正性や公平性が十分に確保されているとは言えないことから、旅費の調整方法について、検討する必要がある。 (保健福祉部に対する検討事項)		は、日	医師等の	の派遣	の旅費の調の実態を踏
イ 委託料					
《指導事項》 除排雪業務委託の支払において、委託期間 の最終月における稼働時間に端数が生じた場 合は、30分以上の場合は1時間としなければ	託業者から	の請え	杉書 が	契約内	いては、受 容に沿って について十

ならないが、これを行わなかったことから、未払いとなっているものがあった。

分確認を行い、適正な事務処理に努めます。

なお、未払分については、支給の処理 をしました。

ウ 使用料及び賃借料

《指導事項》

共通乗車券の管理において、乗車券を管理 する取扱責任者は、原則として総括担当主査 又は代表係長とされており、乗車券管理者は、 あらかじめ一般決定書で取扱責任者の職・氏 名を指定しなければならないが、この指定を 行っていないものがあった。 共通乗車券の乗車管理者については、 一般決定書で取扱責任者の職・氏名の指 定を行うとともに、指定替え等の一覧表 を整理し、特に人事異動時期においては 決定漏れがないよう十分確認の上、適正 な事務処理に努めます。

(3) 契約に係る事項

ア 委託契約

《指摘事項》

産業廃棄物収集運搬処分業務に係る入札の 執行において、単価の一部について予定価格 を超えて契約を締結していた。

また、検査試薬の単価契約において、見積 書に記載された金額と異なる金額で契約を締 結しているものがあった。

さらに、衛生材料の単価契約に係る予定価格調書の作成において、積算された金額を変更する特段の理由がないにもかかわらず、これと異なる額を予定価格とし、また、予定価格を超えて契約を締結していた。

(子ども総合医療・療育センター)

入札については、入札執行者、補助者、 記録者、立会人の相互の確認を徹底し、 適正な執行に努めます。

また、単価契約の締結については、見 積徴取後の決定内容及び契約内容につい て、複数人で確認するなどして、チェッ ク体制を強化し、適正な事務処理に努め ます。

さらに、品目数の多い衛生材料等の単価契約に係る予定価格調書については、記載誤りが起こらないよう、積算書の様式を見直し、予定価格の表記を分かりやすくするなどして、適正な事務処理に努めます。

《指導事項》

予定価格調書を作成する契約の起工決定書等においては、積算書等における積算・設計金額の決定について、起工決定書等とは別に行い、起工決定書等の決裁に当たっては、積算書等を添付しないこととされているが、これらが行われていないものがあった。

予定価格の決定については、平成25 年度の契約事務から起工決定書等とは別 に積算書等における積算・設計金額の決 定を行っており、今後も適切な事務処理 に努めます。

イ その他の契約

《指導事項》

寝具類の賃貸借契約に係る一般競争入札の告示において、消費税及び地方消費税を滞納している者でないことを資格要件の一つとして定めているが、これを証する書類として、消費税及び地方消費税に係る納税証明書の提出を求めることなく資格審査を行っているものがあった。

また、寝具類の納品があった場合には、検査を行わなければならないこととされているが、これを行っていないものがあった。

入札参加資格の審査については、資格 要件を添付書類で十分確認し、今後この ようなことがないよう十分注意し、適正 な事務処理に努めます。

また、寝具類の納品検査においては、 納品の都度検査を実施します。

(4) 財産に係る事項

ア 固定資産等

《指導事項》

(7) 固定資産の管理において、事業資産であ る病院庁舎の使用を許可したときは、固定 資産使用許可簿を備えなければならないが、 これを作成していないものがあった。

また、公宅を借り上げたときは、借上公 宅台帳を備えなければならないが、これを 作成していないものがあった。

(イ) 固定資産である器械備品において、会計 管理者は、随時その現況を調査し維持、保 存状況等や固定資産台帳等と符合している かなどに注意しなければならないが、更新 を目的とした器械備品の購入に当たり、既 存品を固定資産台帳等に登載していなかっ たことから、不用の決定をするなどの所定 の手続を行うことなく廃棄しているものが あった。

固定資産の記録管理に当たっては、忘 失なきよう使用許可及び借上公宅の承認 と同時に作成することとし、適正な管理 に努めます。

なお、当該台帳等については、整備を 行いました。

器械備品の固定資産台帳での管理につ いては、当年度購入分を年度末に物品購 入決議書と固定資産台帳で確認すること で台帳登録の失念防止に努め、適切な管 理に努めます。

イ 物品

《指摘事項》

棚卸資産を購入する場合は、その内容を記 載した決議書により行わなければならないが、 これを作成することなく購入しているものが、 37件、105万2,093円あった。

また、購入の中止及び数量の変更に伴う決 議書の変更を行っていないものや、単価契約 の契約単価が変更されたのに変更前の単価によ り決議しているものがあった。

さらに、棚卸資産を購入したときは、検査 員が検収しなければならないが、これを行っ ていないものがあった。

(子ども総合医療・療育センター)

棚卸資産の購入については、貯蔵品購 入事務が多大なため、購入決議書の作成 や、作成後の変更中止といった事柄を確 認する体制が不十分であったことから、 今後、日々の購入決議については、10日 間ごとに物流システム(SPD)受託業 者のデータと照合し、購入中止や数量変 更などの確認を行うとともに、毎月、契 約業者から請求内訳を徴し、購入決議書 と照合確認するなどして、適正な事務処 理に努めます。

また、棚卸資産の検収については、毎 日、倉庫に納品される時間帯において、 検査員が検収を行います。

《指導事項》

貯蔵品の棚卸経理においては、貯蔵品受払 簿と、これと関係のある他の帳簿とを照合し、 正確な残高の確認に努めなければならないが、 平成23年期末に行った棚卸表と貯蔵品受払簿 の貯蔵品の残高が相違しているものがあった。

貯蔵品の棚卸経理については、事務処 理の漏れが生じないよう年度末の事務処 理チェックリストを作成し、貯蔵品受払 簿及び棚卸表と現物を確認するなどし、 正確な残高の確認を行います。

2 経営に係る事業の管理について是正又は改 善を求めたもの

《指摘事項》

(1) 病院事業の経営については、当年度の純 損失が13億1,203万9,464円となっており、

病院事業の経営については、多額の累 積欠損金を抱え、大変厳しい状況となっ 累積欠損金は723億2,128万9,500円と多額と ており、経営改善が喫緊の課題となって なるなど、極めて厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。 (保健福祉部) いることから、平成25年3月に、今後の5年間の道立病院の経営改善の指針となる「新・北海道病院事業改革プラン」を策定しました。

新プランは、本道の厳しい医療環境の中で道立病院が求められている役割を果たす上で重要な医療機能の確保を図るとともに、収支均衡に向けて取り組み、安定的で継続した地域医療体制を構築することを目的としており、その実現に向け取り組んで参ります。

また、各病院においては、経営推進会 議を毎月1回開催するなどして、収益の 確保や費用の縮減に向けて様々な取組を 行っているところであり、今年度からは、 この会議に本庁職員も出席するなど、 本庁、病院が一体となって、より一層の 経営改善に努めます。

(2) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が5,654万3,556円と2年連続の黒字決算となったところであるが、なお累積欠損金は201億1,907万6,855円と多額となるなど、厳しい経営状況にある。

このため、経営健全化計画の数値目標で ある経常収支比率の維持・確保に向けて、 引き続き経営の改善を図る必要がある。

(企業局)

また、経営については、3年連続の黒 字決算となったものの、依然として累積 欠損金が多額で厳しい状況にあることか ら、外部有識者で構成する「経営評価委 員会」における経営改善方策に係極的に 経営改善方策に積極的に 取り、経営健全化計画の数値目標であよう 常収支比率が引き続き 営の改善に努めます。

3 交通事故等が発生しているもの

(1) 公用車の交通事故

《指導事項》

賠償金及び修繕費用等が1件、10万円以上の 支出があるもの

公用車による交通事故が発生し、修繕費用 として、1部局で1件、40万1,282円の支出が あった。 公用車による交通事故の対策については、綱紀保持の通達や交通事故等防止についての通知等で注意を喚起するとともに、各種会議や職場研修を通じて、職員の交通安全の啓発に取り組んでおります。

	今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止に一層努めます。
(2) その他行政事故等	
《指摘事項》 医療事故が発生し、和解金として、1件、 300万円の支出があった。 (子ども総合医療・療育センター)	医療事故防止については、医療安全推進室を中心にリスクマネジメント委員会(月1回開催)を設置し、医療安全対策を推進するとともに、職員に対しては、 医療事故防止に関する広報及び研修会を開催するなど、今後とも医療事故防止の 徹底に努めます。
4 その他是正又は改善を求めたもの	
《指導事項》 医療機器装置の賃貸借契約において、債務 の確定したもので年度末までに支払できない 経費は未払計上しなければならないが、これ を行っていないものがあった。	債務の確定したもので年度末までに支払いできない経費については、その対象を十分確認の上、未払計上漏れがないよう、適正な事務処理に努めます。